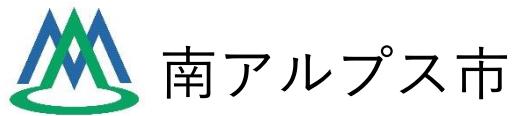


第2次南アルプス市総合計画  
後期基本計画  
(案)



# 目 次

---

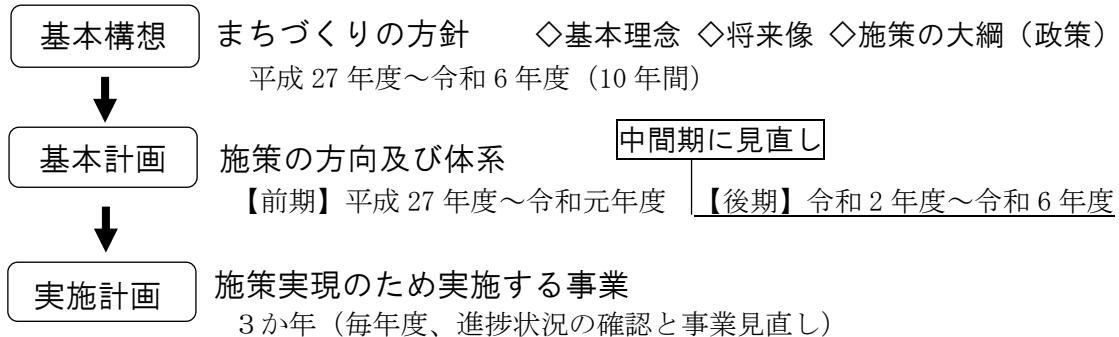
---

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| 第2次総合計画の構成と期間.....             | 1  |
| 基本計画の構成.....                   | 1  |
| 施策体系 .....                     | 2  |
| 政策1 安全でみどり豊かな 人がつながるまちの形成..... | 3  |
| 施策1 地域コミュニティの充実.....           | 3  |
| 施策2 市政への市民参加の推進.....           | 5  |
| 施策3 防災体制の整備.....               | 7  |
| 施策4 防犯対策の推進.....               | 9  |
| 施策5 交通安全の推進.....               | 11 |
| 施策6 自然との共生.....                | 13 |
| 施策7 生活環境の保全.....               | 15 |
| 政策2 ともに生き支えあうまちの形成.....        | 17 |
| 施策8 多様性社会の構築.....              | 17 |
| 施策9 地域福祉の充実.....               | 19 |
| 施策10 福祉総合相談体制の充実 .....         | 21 |
| 施策11 保育・幼児教育の充実 .....          | 23 |
| 施策12 子育て支援の充実 .....            | 25 |
| 施策13 高齢者福祉の充実 .....            | 27 |
| 施策14 障がい者福祉の充実 .....           | 29 |
| 施策15 母子保健の充実 .....             | 31 |
| 施策16 健康づくりの推進 .....            | 33 |
| 施策17 地域医療の充実 .....             | 35 |

|                              |    |
|------------------------------|----|
| 政策3 うるおいと活力のある快適なまちの形成 ..... | 37 |
| 施策18 農林業の振興 .....            | 37 |
| 施策19 商工業の振興 .....            | 39 |
| 施策20 企業誘致の推進 .....           | 41 |
| 施策21 観光の振興 .....             | 43 |
| 施策22 道路・交通基盤の整備 .....        | 45 |
| 施策23 都市空間の整備 .....           | 47 |
| 施策24 移住・定住人口の拡大 .....        | 49 |
| 施策25 上下水道の整備 .....           | 51 |
| 政策4 心豊かな人と文化をはぐくむまちの形成 ..... | 53 |
| 施策26 生涯学習の推進 .....           | 53 |
| 施策27 歴史・伝統文化の振興 .....        | 55 |
| 施策28 学校教育の充実 .....           | 57 |
| 施策29 学校施設の整備 .....           | 59 |
| 施策30 青少年健全育成の推進 .....        | 61 |
| 政策5 未来をひらく経営型行政運営の形成 .....   | 63 |
| 施策31 健全な財政の維持 .....          | 63 |
| 施策32 時代に合った行政サービスの実現 .....   | 65 |
| 施策33 職員資質の向上 .....           | 67 |

## 第2次総合計画の構成と期間

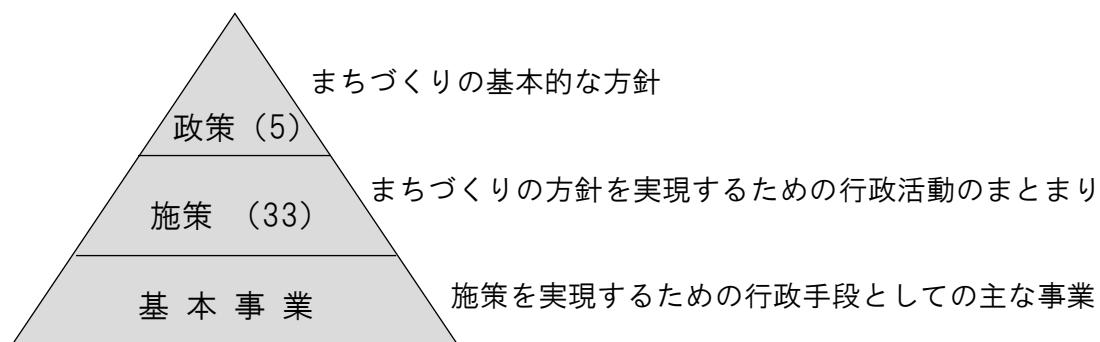
総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」により構成されます。



## 基本計画の構成

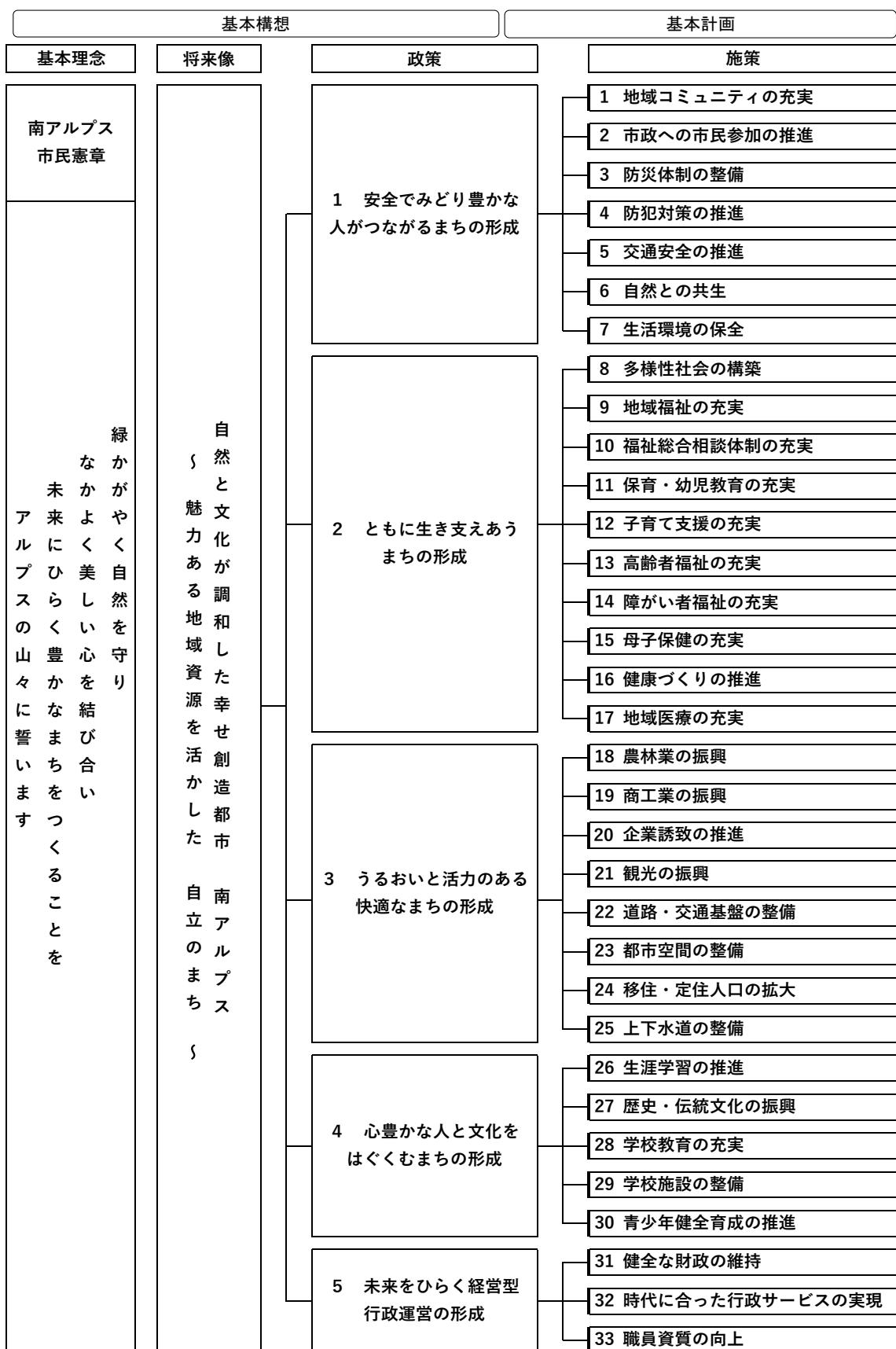
基本計画は、本市の望ましい将来像を実現するために実施していく具体的な施策・事業を、基本構想に掲げる 5 つの大綱（まちづくりの方針）ごとに体系づけたもので、「政策」「施策」「事業」の 3 つの階層から構成されます。

後期基本計画では、前期基本計画を振り返り、社会情勢の変化を踏まえて施策の見直しを行い、33 の施策としました。



| 各<br>施<br>策<br>の<br>構<br>成 | 政策番号 政策名 |                                  |
|----------------------------|----------|----------------------------------|
|                            | 施策番号     | 施策名                              |
| ■                          | 施策の目的    | 誰・何(対象)をどうする(意図)ための施策かを明らかにします   |
| ■                          | 現状と課題    | 地域の現状と課題を明らかにします                 |
| ■                          | 基本方針     | 施策の基本方針を明らかにします                  |
| ■                          | 基本事業     | 5年間で推進すべき主な事業を明らかにします            |
| ■                          | 成果指標     | 施策の目標達成度を測る指標を明らかにします            |
| ■                          | 役割分担     | 市民(地域・事業者)と行政(市)、それぞれの役割を明らかにします |

# 施策体系



## 政策1 安全でみどり豊かな 人がつながるまちの形成

### 施策1 地域コミュニティの充実

#### ■ 施策の目的　自治会が自主的に活動し、地域が活性化する

#### ■ 現状と課題

##### 現 状

- ◇ 合併当初からの自治会組織である区長会連合会を見直し、平成25年度から自治会連合会の組織を構築しました。組織の運営は常任理事会が行っており、自治会組織の自主性、自立性は高まってきています。
- ◇ 市では、自治会運営マニュアルを作成し、市内同一基準で自治会活動を支援しています。また、合併前の旧町村（6地区）ごとに開催している地域コミュニティイベントに対し、支援を行っています。
- ◇ 一部の市民には他人と距離を置こうとする傾向も見られ、自治会の加入率が伸び悩んでいます。また、勤務形態の変化や高齢者世帯の増加などにより、自治会などの地域の役員のなり手が不足しています。

##### 課 題

- ◇ 少子高齢化や核家族化が進んでおり、災害時などいざというときに頼りになる自治会の存在は、重要性を増しています。自治会と市だけでなく、地域の人たち、地域支えあい協議体などが連携して、地域コミュニティの充実を図っていく必要があります。
- ◇ 自治会組織を維持していくためには、市民一人ひとりが地域の一員として相互扶助、協働の意識を持つことが大切です。
- ◇ 自治会活動については、自治会連合会の自主性、自立性を強化するとともに、各自治会において運営費の徴収や使途などについて見直しを図るなど、市民が参加しやすい体制づくりが必要です。

## ■ 基本方針

- ◆ 自治会加入を促進し、地域イベントへの参加を呼び掛けます。
- ◆ 市民が自治会活動に参加しやすいよう、活動内容の充実化、自治会組織の体制見直しを図ります。

## ■ 基本事業

**自治会加入の促進** 転入者・自治会未加入者が自治会に加入するよう、広報・ホームページ・SNSなどで周知するとともに、加入メリットを入れたパンフレットを作成し、自治会を通じて転入者などへの配布・声掛けをします。

**自治会活動の充実化** 自治会の事業を見直し、必要な事業かどうか精査しながら、魅力ある事業にするために内容を工夫・充実させます。また、地域の指導者・リーダーを育成するなど、人材の育成・確保を図ります。

**自治会組織の体制見直し** 自治会内の役職を見直し、活動しやすい役割分担を検討します。いわゆる「あて職」など、複数の役職が割り当てられている状況などの見直しを図ります。

## ■ 成果指標

| 指標名                          | 指標の説明           | 現況値<br>(H30年度) | 目標値<br>(R6年度) |
|------------------------------|-----------------|----------------|---------------|
| 自治会に加入している世帯の割合              | 自治会への加入状況を示す    | 70.9%          | 76.0%         |
| 自治会などの地域活動に参加している世帯の割合       | 自治会活動への参加度合いを示す | 66.4%          | 76.0%         |
| 自治会の活動により地域が活性化していると感じる市民の割合 | 自治会活動への市民の評価を示す | 32.7%          | 38.0%         |

## ■ 役割分担

### 市民・地域・事業者の役割

- ◇ 地域の一員としての役割を自覚し、自治会に加入して地域活動に参加します。
- ◇ 転入者や自治会未加入世帯などが自治会に加入しやすい環境や雰囲気をつくります。

### 行政の役割

- ◇ いざというときに頼りになる自治会の必要性について周知し、自治会への加入を促進します。
- ◇ 自治会などの地域活動を支援します。

## 施策 2 市政への市民参加の推進

■ 施策の目的 市民が自主的にまちづくりに参加・参画する

■ 現状と課題

### 現 状

- ◇ 市民と行政がともにかかわりあいながら、「行政だけ」「市民だけ」ではなく、相互に連携し力をあわせてまちづくりを行う「協働のまちづくり」を推進するため、提案制度を導入するとともに、フォーラムなどを開催しています。
- ◇ 平成 30 年度には、協働をわかりやすく説明した「まちづくりブック」を作成しました。気づき・発見・望みをみんなで協力して実現させる仕組みで、目標を達成すること（コラボレーション）を「コラボ」と略してわかりやすく説明しています。
- ◇ 市内には、スポーツ・文化・ボランティアなど、さまざまな活動を行っている団体があり、仲間づくりをしています。
- ◇ 市民活動センターに登録のある市民活動団体は、若年層から高齢者まで幅広い世代が活躍していますが、後継者がいないなどの理由で活動を継続することが難しい団体もある状況です。

### 課 題

- ◇ 市政への市民参加を推進するためには、まず、市民のまちづくりへの関心を高めることが重要です。市民の興味や関心が高まるよう、市政の情報をわかりやすく発信していく必要があります。
- ◇ 協働による市政の推進には、市民の主体的な参画意欲や自主的に地域課題の解決に取り組む意識、市民と行政が互いの立場や役割を尊重する相互理解が必要です。
- ◇ 市民活動団体が市民活動センターを利用することで、行政や関係機関との協働の推進を図っていくことが必要です。

## ■ 基本方針

- ◆ 市民のまちづくりへの関心を高め、市政への積極的な参画を促します。
- ◆ 協働のまちづくりについての啓発を推進します。
- ◆ 市民活動団体の支援を図り、まちづくりに結びつけていきます。

## ■ 基本事業

|                |  |
|----------------|--|
| まちづくりへの参加の促進   | 市民に市政の現状や課題、今後のまちづくりの方向性を知らせ、興味・関心を高めます。さらに、まちづくりに参加したいという意識につながるよう、工夫して情報を提供していきます。   |
| 協働のまちづくりの普及・啓発 | 市民みんなのアイデア（気づき・発見・望み）で南アルプス市が変わるという意識付けをします。また、協働（コラボ）に参加した人たちのネットワークを使い、活動の輪を広げていきます。 |
| 市民活動団体の支援      | 市民活動団体が市民活動センターを利用することで、その活動がまちづくりにつながることを情報発信します。また、登録団体への効果的な支援を行います。                |

## ■ 成果指標

| 指標名                       | 指標の説明            | 現況値<br>(H30年度) | 目標値<br>(R6年度) |
|---------------------------|------------------|----------------|---------------|
| まちづくりに関心がある市民の割合          | 市民のまちづくりへの関心度を示す | 56.6%          | 65.0%         |
| 協働や協働のまちづくりについて知っている市民の割合 | 協働のまちづくりの認知度を示す  | 12.5%          | 35.0%         |
| 市民活動団体の登録件数               | 市民活動団体の登録状況を示す   | 108団体          | 108団体         |

## ■ 役割分担

- 
- 市民・地域・事業者の役割
- ◇ 市政に関心を持ち、一人ひとりがまちづくりの主役であるという意識を持ちます。
  - ◇ 市・地域・市民活動団体が実施するイベントなどに積極的に参加し、協力・連携・交流します。
- 行政の役割
- ◇ 市政に関する情報をわかりやすく発信します。
  - ◇ 市民が主体的に地域課題を解決する際のコーディネーターとして、市民活動を支援します。

## 施策 3 防災体制の整備

- 施策の目的
- ・市民が、災害時に受ける被害を最小限にできる
  - ・自治会（自主防災会）が災害に強い地域になる

### ■ 現状と課題

#### 現 状

- ◇ 市民に対する防災意識の啓発を図るとともに、地域防災の要となる消防団員の確保、災害時に指導的な役割を果たす防災リーダーの養成など、地域防災力の強化に努めています。
- ◇ 自主防災会の活動や防災資機材の整備、地区防災計画の策定に対し、支援しています。
- ◇ 住んでいる地域の災害の危険性を日頃から認識して必要な備えができるよう、地震・土砂災害・洪水のハザードマップ※を作成し、配布しています。
- ◇ 台風等の大暴雨時には、水防配備体制に基づく職員の動員や河川管理施設の操作などの対応に努めています。

#### 課 題

- ◇ 市民自らが日頃から高い防災意識をもって災害に備えるとともに、近隣・地域で助けあえる身近な防災力をさらに強化していく必要があります。
- ◇ 自治会加入率が低迷し、隣近所の付き合いが希薄化する傾向にある中、消防団組織の維持強化や、自治会の地域防災機能の強化が求められます。
- ◇ 近年、頻発している台風や大雨、集中豪雨に対応できる人材の確保や、大雨時を想定した水路・河川の適切な整備が必要です。また、台風や大雨による被害の拡大を防ぐためには、早めの避難が重要であることから、適切に避難を促すこと、そのための避難所の運営などが課題になっています。

### ■ 基本方針

- ◆ 地域防災計画の見直しに沿った防災訓練の実施など、実効性の高い防災・減災対策に取り組みます。
- ◆ 自主防災力強化のため、防災リーダーの配置及び自主防災活動の支援に取り組むとともに、地域における自助・共助の意識啓発に努めます。

## 【 基本事業

|                 |   |
|-----------------|---|
| 地域防災力の強化        | 災害発生時に自主防災会が専門的な講習を受けた防災リーダーを中心として機能するよう、その組織化を進めるとともに、自主防災資機材の整備や地域での防災訓練の実施、地区防災計画策定などの活動を支援します。          |
| 防災意識の向上と防災施設の整備 | 市と自主防災会が一体となって総合防災訓練を実施するとともに、必要な備えができるようハザードマップなどで意識啓発し、自助・共助・公助の分担を決め、日頃から実践します。また、備蓄食糧など備蓄倉庫の充実、確保に努めます。 |
| 消防体制の充実         | 地域消防の要である消防団の維持充実のため、団員確保に努めます。また、常備消防体制の充実を図り、消防力を強化します。   |
| 水路及び河川の維持管理の推進  | 水路の溢水頻発箇所は、市民からの情報を基に、必要な修繕及び清掃を行います。また、大雨、台風時において重要な施設である甲西地区の排水機場は、日頃から機器の点検等適切な維持管理に努めます。                |

## 【 成果指標

| 指標名                           | 指標の説明             | 現況値<br>(H30年度) | 目標値<br>(R6年度) |
|-------------------------------|-------------------|----------------|---------------|
| 総合防災訓練参加者数                    | 市民の防災意識の向上を示す     | 25,706人        | 28,056人       |
| 自主防災会への防災リーダー配置率              | 地域防災力強化の成果を示す     | 78.7%          | 100.0%        |
| 消防団員数                         | 地域消防力強化の成果を示す     | 785人           | 800人          |
| ハザードマップなどで災害時の危険性を認識している市民の割合 | 市民の災害時の危険性の認識度を示す | 32.3%          | 38.4%         |

## 【 役割分担

### 市民・地域・事業者の役割

- ◇ 災害等に際して危機管理意識を持ち、備蓄等災害に備え、自主防災組織へ積極的に参画、協力します。
- ◇ 自主防災会や自治会は、日頃から防災訓練、ご近所の見守り、声かけを行います。
- ◇ 自主防災会に防災リーダーを配置します。

### 行政の役割

- ◇ 防災意識向上を啓発し、自主防災会への支援を行います。
- ◇ 市民、自主防災会と一体となって防災訓練や避難所運営訓練を行います。
- ◇ 河川や水路を適切に維持、管理するとともに、水防体制を確立します。
- ◇ 地震・洪水・土砂災害などに関する適切な情報提供と避難所の開設を行います。

※ハザードマップ 災害時の危険な地域や避難所などの情報を掲載した地図。

## 施策 4 防犯対策の推進

■ 施策の目的 犯罪が減り市民が安心して生活できる

■ 現状と課題

### 現 状

- ◇ 日常的な防犯対策として、青色防犯パトロールカーの巡回や、自治会の防犯灯の設置に対する支援をしています。また、学校や保育所などの公共施設への防犯カメラの設置を進めています。
- ◇ 消防団では、毎年12月に、一般世帯や事業所などの戸締りの状況や屋外放置物件等の確認を行う防犯診断を実施しています。
- ◇ 高齢者を中心に詐欺被害や消費者トラブルが社会問題となっていることから、平成29年度より「南アルプス市消費生活センター」を設置し、常時相談体制を整えています。
- ◇ 平成30年1月には、南アルプス警察署と「南アルプス市安全・安心なまちづくり協定」を締結し、安全・安心なまちづくりに関する情報の共有を図っています。

### 課 題

- ◇ 犯罪を抑止するためには、警察署、自主防犯団体、消防団などと連携し、地域が一体となって取り組んでいくことが求められます。
- ◇ 高齢化の進行により、詐欺被害や消費者トラブルに関する身近な相談窓口は重要性が増しています。消費生活センターを中心として、啓発活動や出前講座の開催などにより消費者保護を推進するとともに、消費者相談体制の充実を図っていくことが必要です。
- ◇ 犯罪被害に遭わないとためには、市民一人ひとりが防犯意識を高め、近所の高齢者や子どもの見守りなど、生活の中でできることを実践する必要があります。

## ■ 基本方針

- ◆ 市民が犯罪被害・消費者トラブルに遭わないように、警察署や関係団体、地域と連携し、防犯対策を推進します。

## ■ 基本事業

### 防犯意識の向上と 防犯活動の充実

犯罪に巻き込まれないために、市民が日頃からできることを実践するよう防犯意識を啓発するとともに、防犯関係団体などと連携し、地域での防犯活動を推進します。

### 防犯施設の整備と 防犯対策の推進

地域の危険箇所を把握している自治会からの要望に基づき防犯灯整備の支援を行い、夜間における市民の安全確保を図ります。また、犯罪抑止のため、青色防犯パトロールカーによる巡回を行います。

### 消費者保護と身近な トラブル対策の推進

消費者を巻き込む事件（トラブル）に対する相談体制を整え、悪質な詐欺被害等に遭わないよう啓発活動を推進します。また、積極的に出前講座等を開催します。

## ■ 成果指標

| 指標名                          | 指標の説明           | 現況値<br>(H30年度) | 目標値<br>(R6年度) |
|------------------------------|-----------------|----------------|---------------|
| 犯罪認知件数                       | 犯罪の発生状況を示す      | 289件           | 186件          |
| 防犯診断において、戸締り不完全、屋外放置物件があった割合 | 市民の防犯意識の浸透状況を示す | 10.3%          | 5.3%          |

## ■ 役割分担

### 市民・地域・事業者の役割

- ◇ 犯罪被害に遭わないよう、防犯意識を持ち、消費生活についての知識を身に付けます。
- ◇ 地域の危険箇所を把握し、近所の高齢者などへの声かけや見守り、子どもの見守り隊など、市民ぐるみで防犯活動を行います。
- ◇ 防犯関係団体の間で情報を共有し、防犯対策を行います。

### 行政の役割

- ◇ 警察署、消防団、防犯関係団体などと連携し、防犯対策を行います。
- ◇ 自治会による危険箇所への防犯灯設置に対して、支援を行います。
- ◇ 消費生活センターを中心に消費者相談体制を充実させるとともに、消費生活知識の普及啓発を行います。

## 施策 5 交通安全の推進

■ 施策の目的 市民が交通事故に遭わない、交通事故を起こさない

■ 現状と課題

### 現 状

- ◇ 市内で平成 30 年度に発生した交通事故は 225 件で、そのうち 15 歳以下の子どもと 65 歳以上の高齢者の交通事故が 74 件となっています。
- ◇ 市民の交通マナーや遵法意識を向上させるため、専門交通指導員による子どもや高齢者を対象とした交通安全教室や、交通安全協会と一体での交通安全運動を実施しています。また、ドライバーが仲間とともに無事故・無違反に挑戦する「セーフティードライブ・チャレンジ 123」への参加、周知を図っています。
- ◇ カーブミラーや注意看板などの交通安全施設は、自治会からの要望により設置、更新しています。停止線や横断歩道などの交通規制については、警察署へ要望しています。

### 課 題

- ◇ 市内で発生した交通事故の 3 分の 1 を占める子どもや高齢者など、弱者の交通事故を防止するため、市単独でできる取組として、専門交通指導員による交通安全教室を継続して実施していく必要があります。
- ◇ 高齢化の進行に伴い、高齢ドライバーの危険な運転を原因とする重大な交通事故などが社会問題となっています。高齢者はもちろん、市民の交通安全の意識を高めるためには、警察署、交通安全協会、自治会など関係機関との連携により、社会情勢の変化に対応した取組が必要になっています。
- ◇ カーブミラーなどの交通安全施設は、設置から年数が経過しているものも多いため、経年劣化への対応など適切に維持管理していくことが求められます。

## ■ 基本方針

- ◆ 交通安全計画に基づき、警察署や地域及び関係団体と連携して交通事故防止を推進するとともに、カーブミラーなど必要な交通安全施設を整備します。

## ■ 基本事業

### 交通安全意識と交通マナーの向上

専門交通指導員による交通安全教室や高齢者講習会等を積極的に実施するとともに、警察署や地域、関係団体と連携して啓発活動を推進し、交通安全意識・交通マナーの向上を図ります。

### 交通安全施設の整備

自治会やPTAからの要望などにより危険箇所を把握し、カーブミラーや注意看板などの交通安全施設の設置や修繕に努めます。

## ■ 成果指標

| 指標名            | 指標の説明                | 現況値<br>(H30年度) | 目標値<br>(R6年度) |
|----------------|----------------------|----------------|---------------|
| 交通事故件数         | 交通事故の発生状況を示す         | 225件           | 165件          |
| 子どもと高齢者の交通事故件数 | 子どもと高齢者の交通事故の発生状況を示す | 74件            | 54件           |

## ■ 役割分担

### 市民・地域・事業者の役割

- ◇ 交通安全を意識し、交通ルール・交通マナーを守り、交通事故を起こさないようにします。
- ◇ 自治会は、地域の交通危険箇所などを把握し、カーブミラーなどの交通安全施設の新設や修繕について要望します。
- ◇ 交通安全教室や交通安全推進キャンペーンなどに、積極的に参加します。

### 行政の役割

- ◇ 警察署や交通安全協会などの関係機関と連携し、交通安全意識の向上を図るために啓発活動を推進します。
- ◇ 専門交通指導員を設置し、交通安全教室や講習会を実施します。
- ◇ カーブミラーなどの交通安全施設の新規設置、修繕などを行います。
- ◇ 停止線や横断歩道などの交通規制の新設・改修などについて、警察署に要望します。

## 施策 6 自然との共生

- 施策の目的
- ・ 市民が自然環境を保護、活用する
  - ・ ユネスコエコパークのエリア（市内全域）において、生物多様性が保全される

### ■ 現状と課題

#### 現 状

- ◇ 南アルプスの傑出した自然環境について国際的な認知や評価を得るとともに、その保護・活用を進めるため、平成 26 年に南アルプス地域がユネスコエコパーク※（生物圏保存地域）に登録されました。南アルプスユネスコエコパークのエリアは広範囲に渡り、山梨、長野、静岡 3 県の構成 10 市町村※で運営しています。
- ◇ 平成 30 年度には、市制 15 周年を記念して、豊かな自然をイメージする市のシンボルを公募し、市の木「モモ」、市の花「アヤメ」、市の鳥「ライチョウ」、市の山「北岳」が決定しました。
- ◇ 希少動植物を守るため、高山帯などにおいて乱獲防止のための調査・パトロールを継続しています。また、山梨県自然記念物である櫛形山アヤメ群落の復活を目指し、継続的にアヤメの保全対策を行っています。
- ◇ 自然環境の保全につながる自然エネルギーの活用や、省エネルギーに関する啓発などの取組を行っています。

#### 課 題

- ◇ 南アルプスユネスコエコパークは、広範囲であることや複数の自治体で運営していることから、成果や効果が見えづらい面があり、その理念を地域に定着させ、普及させるために、市民への周知や啓発に工夫が求められます。
- ◇ 市の鳥「ライチョウ」、市の花「アヤメ」など、希少性のある動植物や自然環境の保護・保全対策を継続していくことが求められます。
- ◇ 地球温暖化や人為的な影響などによる動植物の生息地の変化などについて、調査を行っていく必要があります。

## ■ 基本方針

- ◆ ユネスコの正式事業であるユネスコエコパーク（生物圏保存地域）の理念を普及し、日常生活においても南アルプスの自然環境の保全について意識を高めます。

## ■ 基本事業

### 国際連合とユネスコの事業についての啓発

ユネスコエコパークと言っても理解しづらいので、国連やユネスコの事業も併せて紹介するパンフレットやポスターなどを作成し、市民に身近なものとして理解を求めていきます。

### 生物多様性の保護・保全活動の推進

南アルプス市に生息する希少な動植物を保護するために、巡回活動や持続的な保全活動を継続します。また、「芦安山岳館」やエコパ伊奈ヶ湖の「森林科学館」などの拠点施設を活用し、本市の自然環境の状況や保護・保全対策について周知します。

### 自然エネルギーの有効活用と普及促進

公共施設において積極的に自然エネルギーや低公害車を導入するとともに、家庭や事業所への普及と省エネルギーの啓発に努め、自然環境の保全につなげます。

## ■ 成果指標

| 指標名                      | 指標の説明            | 現況値<br>(H30年度) | 目標値<br>(R6年度) |
|--------------------------|------------------|----------------|---------------|
| ユネスコエコパークについて知っている市民の割合  | ユネスコエコパークの認知度を示す | 31.9%          | 45.0%         |
| 南アルプス（広河原）を訪れたことがある市民の割合 | 市民の自然環境の活用度を示す   | 49.7%          | 55.0%         |
| 希少種の数                    | 生物多様性の保全状況を示す    | 22種類<br>(R1年度) | 22種類          |

## ■ 役割分担

### 市民・地域・事業者の役割

- ◇ 地球の自然環境について関心を高め、自らが暮らしの中で省エネなどを実践し、自然環境の保護に努めます。
- ◇ 日常生活の中にあたりまえにある豊かな自然の価値に気付き、自然に触れる機会を持ちます。

### 行政の役割

- ◇ 自然環境についての理解を深めてもらうため、普及啓発や環境教育を行います。
- ◇ 希少動植物の保護など、自然環境保全対策を進めます。
- ◇ 自然エネルギーの活用を推進するための啓発事業を行います。

※ユネスコエコパーク ユネスコの「人間と生物圏（MAB）計画」のモデル地域。豊かな生態系や生物多様性を保全し、自然に学ぶとともに、文化的にも経済・社会的にも持続可能な発展を目指す取組。（MAB = Man And the Biosphere）

※構成10市町村 奥崎市・南アルプス市・北杜市・早川町（山梨県）、飯田市・伊那市・富士見町・大鹿村（長野県）、静岡市・川根本町（静岡県）。運営主体は南アルプス自然環境保全活用連携協議会。

## 施策 7 生活環境の保全

### ■ 施策の目的 市民が良好な生活環境の中で暮らす

### ■ 現状と課題

#### 現 状

- ◇ 市内の河川においても水質が悪化している箇所が見られます。また、不法投棄が目立っています。
- ◇ 家庭から出るごみについては、地域での収集のほか、市内3か所の資源回収センターでの回収を行っています。また、市のごみ収集以外に、民間企業による有価物の回収が進んでいます。
- ◇ ごみ収集の日程やルールを市民にわかりやすく伝えるため、ごみカレンダーを作成し、配布しています。また、自治会や小学校と連携し、出前講座などを実施して、ごみ出しに関するマナーの向上を図っています。
- ◇ ごみの発生抑制・再利用・再資源化の周知を図っていますが、ごみの減量化とリサイクルに対する市民の意識は十分とはいえません。

#### 課 題

- ◇ 河川の水質に影響を及ぼす浄化槽について、単独浄化槽から合併浄化槽への転換を図っていく必要があります。
- ◇ ごみの発生抑制・再利用・再資源化の取組を推進するため、広報やホームページなどを活用し、周知を継続していくとともに、地域との連携により排出実態を把握し、排出ルールを徹底していく必要があります。
- ◇ プラスチックごみによる海洋汚染が世界的に問題となっており、国では令和元年5月に「プラスチック資源循環戦略」を公表し、リユース・リサイクルを推進する方針を示しています。リサイクル可能な資源の再利用・再資源化を進めるため、さらなる周知徹底が必要です。
- ◇ 不法投棄や公害が起きないよう、引き続き監視や指導を徹底していく必要があります。

## ■ 基本方針

- ◆ 3 R（リユース・リデュース・リサイクル）を推進し、ごみの減量化・再資源化に取り組みます。
- ◆ 不法投棄の防止や公害対策を進めるとともに、環境保全に対する意識の向上を図り、良好な生活環境を保持します。

## ■ 基本事業

### ごみの減量化と 再資源化の推進

ごみ出しのルールを周知徹底し、地域収集に加え資源回収センターの運営などにより利便性を高めながら再資源化を推進して廃棄物を適正に処理します。また、生ごみ堆肥化の推進などによりごみの減量化を図ります。

### 環境美化の推進

河川の水質保全につながる合併浄化槽への転換の支援や、不法投棄・公害（騒音・振動・悪臭等）に対する注意喚起と監視を行います。また、清掃美化活動や環境教育を推進し、環境保全の意識を高めます。

## ■ 成果指標

| 指標名                    | 指標の説明           | 現況値<br>(H30年度) | 目標値<br>(R6年度) |
|------------------------|-----------------|----------------|---------------|
| 平均BOD値が2 mg/l以下の河川の割合※ | 河川環境の清浄度を示す     | 88.0%          | 100.0%        |
| 市民1人1日あたりのごみ排出量        | ごみ排出量削減状況を示す    | 535 g /人・日     | 473 g /人・日    |
| 廃棄物のリサイクル率             | 資源ごみのリサイクル状況を示す | 12.8%          | 12.8%         |

## ■ 役割分担

### 市民・地域・事業者の役割

- ◇ 凈化槽を適正に管理するとともに、河川に汚れた水を流さないこと、不法投棄をしないことを徹底します。
- ◇ 3 R（リユース・リデュース・リサイクル）の意識を持ち、ごみの分別と減量化に取り組みます。
- ◇ 自治会はごみ集積場を適切に管理し、資源回収に協力します。

### 行政の役割

- ◇ 単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進します。
- ◇ ごみの出し方、分別方法をわかりやすく周知し、3 R（リユース・リデュース・リサイクル）を推進します。
- ◇ 公害（騒音・振動・悪臭等）の発生や不法投棄を防止するため、監視を行います。

※BOD(生物化学的酸素要求量) Biochemical Oxygen Demandの頭文字で、水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量のこと。河川の有機汚濁を測る代表的な指標。

## 政策2 ともに生き支えあうまちの形成

### 施策8 多様性社会の構築

■ 施策の目的 市民が年齢・性別・文化などに関係なく、互いに尊重して暮らすことができる

#### ■ 現状と課題

##### 現 状

- ◇ 男女共同参画の推進については、「男女共同参画基本計画 南アルプス市ハーモニープラン」に基づき、ハーモニープラン推進会議を設置して市民との協働によりプランの実現に努めています。
- ◇ 外国語情報誌の発行や日本語教室の開催など、外国人への支援は国際交流協会が中心となって行っています。
- ◇ L G B T (性的少数者)など、市民の多様性に配慮し、印鑑証明書や投票所入場券の性別記載をなくすなどの対応を行っています。

##### 課 題

- ◇ 女性の社会進出が進んでいますが、毎年実施している市民アンケートにおいて「職場や地域で男女差別を感じている市民の割合」は減少しておらず、男女共同参画の推進は引き続き重要な課題です。
- ◇ 一方、社会環境がめまぐるしく変化していく中、人やものの価値観も変わっていくので、「男女」だけにこだわるのではなく、時代が求めるさまざまな価値観に対応した判断が必要になります。
- ◇ 外国人が安心して暮らせるよう、日常生活に必要な情報や日本語を習得できる環境を提供していく必要があります。

## 【基本方針

- ◆ 家庭・地域社会・職場それぞれの環境の中で男女共同参画を推進します。
- ◆ 互いを尊重しあい、共感しあえる社会（多様性の社会）を構築するための周知啓発と体制の整備に努めます。

## 【基本事業

|                  |   |
|------------------|---|
| 男女共同参画の推進        | 家庭・地域・職場での男女差別を解消し、性別に関係なく誰もが自由に意見が言える、互いに尊重する社会を目指します。行政機関・審議会等においても、積極的に女性を登用します。       |
| 多様性社会の構築に向けた環境整備 | 多様性社会について正しい知識を周知するとともに、関係団体と連携して多様性社会の構築に必要な組織体制を整えます。また、増加する在住外国人の居場所を創出し、市民との交流を推進します。 |

## 【成果指標

| 指標名                               | 指標の説明                    | 現況値<br>(H30年度) | 目標値<br>(R6年度) |
|-----------------------------------|--------------------------|----------------|---------------|
| 職場や地域で男女差別を感じている市民の割合             | 男女共同参画の浸透状況を示す           | 26.5%          | 15.0%         |
| 審議会等における女性委員比率                    | 市政への女性の参画状況を示す           | 36.2%          | 40.0%         |
| バリアフリー※やユニバーサルデザイン※の意味を知っている市民の割合 | バリアフリー・ユニバーサルデザインの認知度を示す | 50.6%          | 65.0%         |
| 多文化共生社会※について知っている市民の割合            | 多文化共生社会の認知度を示す           | 12.8%          | 25.0%         |

## 【役割分担

### 市民・地域・事業者の役割

- ◇ 互いに尊重して、偏見を持たないようになります。
- ◇ 年齢・性別・文化などに関係なく、個性と能力を發揮します。

### 行政の役割

- ◇ 男性中心型労働慣行の見直しや多様な働き方の普及、仕事と子育てを両立できる環境整備、その人らしさが尊重される環境づくりを推進します。
- ◇ 外国人が安心して暮らせる環境を確保します。
- ◇ 多様性に配慮した窓口対応や、施設のバリアフリー化等に努めます。

※バリアフリー 日常生活や社会生活における物理的、心理的な障害や、情報に関する障壁を取り除いていくこと。

※ユニバーサルデザイン 障がいの有無、年齢、性別、国籍、人種等にかかわらずさまざまな人が気持ちよく使えるよう都市や生活環境を計画する考え方。

※多文化共生社会 国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め、対等な関係を築こうしながら、ともに生きていく社会。

## 施策 9 地域福祉の充実

- 施策の目的 市民が地域でお互いさまの気持ちをもって、支えあい・助けあいを実践できる

### ■ 現状と課題

#### 現 状

- ◇ 民生委員・児童委員、自治会や各種団体、社会福祉協議会等の関係機関と連携を図りながら、地域福祉を推進しています。
- ◇ 民生委員・児童委員の相談支援活動実績は、高齢者に関する相談割合が増加傾向であり、平成 30 年度実績で相談全体の 57.7% を占めています。また、相談支援以外に、自主活動・地域福祉活動件数が増加しており、地域の中で福祉の担い手として求められている現状が伺えます。
- ◇ 避難行動要支援者名簿への登録を促進し、災害時だけでなく日頃から支えを必要とする人を地域で見守る体制づくりを進めています。

#### 課 題

- ◇ 定年の延長や、定年後も働く人の増加などにより、民生委員・児童委員の確保が難しくなっており、平均年齢が高齢化しているため、活動の負担に配慮した支援が求められます。
- ◇ 一方、少子高齢化や核家族化を背景に、身近な地域における福祉の担い手は重要性を増しており、民生委員・児童委員以外にも、地域で福祉的課題の解決に向けて活動できる人材が必要になってきています。
- ◇ 支えを必要とする人を地域が把握し、災害時などに必要な支援を行うために、避難行動要支援者名簿の登録について、本人だけでなく家族や支援員への周知が必要です。
- ◇ 地域の福祉的課題の解決に向け、各種団体、関係機関との連携を強化するとともに、庁内においても、部署ごとだけでなく、分野横断的な取組が必要不可欠です。

## ■ 基本方針

- ◆ 誰もが役割を持ち、お互いに支えあっていくことができる地域共生社会を目指します。
- ◆ 地域の中での見守りや支えあう体制づくりを推進します。
- ◆ 各種団体や関係機関と連携を図り、地域の現状や課題を共有し、課題解決に向けた取組を推進します。

## ■ 基本事業

**支えあい体制の充実** 日頃からの声かけ等を通じて要支援者等の把握に努め、地域の中での見守りや、支えあう体制づくりを推進します。

**地域の福祉課題の共有と解決への取組** 民生委員・児童委員、自治会等の各種団体や社会福祉協議会等の関係機関と連携を図り、地域の現状や課題を共有し、課題解決のための取組を推進します。

## ■ 成果指標

| 指標名                     | 指標の説明            | 現況値<br>(H30年度) | 目標値<br>(R6年度) |
|-------------------------|------------------|----------------|---------------|
| 地域で助けあいが行われていると感じる市民の割合 | 地域での助けあいの状況を示す   | 36.9%          | 50.0%         |
| 民生委員・児童委員の充足率           | 民生委員・児童委員の充足率を示す | 100.0%         | 100.0%        |

## ■ 役割分担

### 市民・地域・事業者の役割

- ◇ 「困ったときはお互いさま」の心を持ち、近所で支えを必要とする人を気にかけ、周囲の人と協力して、できることを実践します。
- ◇ 民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自治会、地域支えあい協議体などの各種団体・組織同士で情報を共有し、連携します。

### 行政の役割

- ◇ 民生委員・児童委員の活動を支援とともに、避難行動要支援者名簿への登録を促進します。
- ◇ 社会福祉協議会をはじめ、各種組織、団体との連携を図り、地域課題の解決に向けた取組を推進します。

## 施策 10 福祉総合相談体制の充実

■ 施策の目的 市民が生活に困っても、生きることをあきらめない

■ 現状と課題

### 現 状

- ◇ 「地域福祉計画」に基づき、平成 24 年度に福祉総合相談課を設置し、福祉総合相談体制、庁内連携体制を構築してきました。また、平成 27 年度には、生活困窮者自立支援法施行に伴い、自立相談支援機関を設置しました。
- ◇ 地域や人とのつながりが希薄化した現代では、孤立し、一人で困りごとを抱えてしまう人や、親の介護、失業、ひきこもりなど複数の困りごとを抱えながら身動きが取れなくなっている人が増えています。
- ◇ 困りごとを抱えた人が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、身近な場での相談支援体制を構築するため、社会福祉協議会に委託して地域福祉のコーディネーター役となるコミュニティソーシャルワーカーを設置しています。
- ◇ 庁内各部署や関係機関と連携し、相談支援者のスキルアップを推進しています。

### 課 題

- ◇ 少子高齢化や核家族化がさらに進行し、自ら SOS を出すことができず、孤立、虐待、ひきこもり、自殺などにつながるケースの増加が懸念されます。また、8050 問題（80 歳代の親が、ひきこもりなどの 50 歳代の子どもの生活を支えるという問題）など、複合的な課題や制度の狭間にある課題を抱えた世帯の増加が予想されることから、これまで以上に難しい対応が必要になります。
- ◇ 庁内や関係機関などとの連携体制を強化し、市民の困りごとを丸ごと受け止める仕組みづくりをさらに進めていく必要があります。保健・医療・福祉に限らず、雇用・就労・住まい・教育等の分野と横断的な連携が必要です。
- ◇ 自立した生活を送るために欠かせない就労支援についてはまだ十分とはいえない状況であり、効果的な就労支援を行っていく必要があります。

## ■ 基本方針

- ◆ 分野別、年齢別などで区切らない全世代を対象とした包括的支援体制の構築を目指します。
- ◆ 庁内や関係機関と連携を図り、市民が気軽に相談できる場を充実させ、相談支援体制を強化します。
- ◆ 相談につながった市民が支援を受け、自立した生活を送ることを目指します。

## ■ 基本事業

|              |  |
|--------------|--|
| 総合相談体制の充実と強化 | 府内や社会福祉協議会等の関係機関と連携を図り、市民が気軽に相談できる場を充実させ、複合的な課題に対応できる相談支援体制を強化します。                     |
| 自立に向けた支援の推進  | 生活困窮者の自立に向けた支援方針を立て、関係機関等と連携し、住まいの確保や生活面への支援、就労支援を推進します。また、子どもに対しては、学習・生活支援等の取組を推進します。 |

## ■ 成果指標

| 指標名                             | 指標の説明           | 現況値<br>(H30年度) | 目標値<br>(R6年度) |
|---------------------------------|-----------------|----------------|---------------|
| 生活に困ったとき、市の相談窓口があることを知っている市民の割合 | 福祉総合相談体制の浸透度を示す | 40.4%          | 50.0%         |
| 生活保護率                           | 生活保護の受給状況を示す    | 5.8‰           | 6.0‰          |

## ■ 役割分担

- 
- The diagram consists of two overlapping circles. The left circle, labeled '市民・地域・事業者の役割' (Role of citizens/regions/businesses), contains the following points:
- ◇ 困ったときに相談できる場所を知り、困ったときは一人で抱え込まず、誰か（どこか）に SOS を出します。
  - ◇ 困っている人を見逃さず、市役所などの相談機関につなぎ、課題解決に向けて協力します。
- The right circle, labeled '行政の役割' (Role of the government), contains the following points:
- ◇ 市民が困りごとを相談できる場を整え、周知します。
  - ◇ 複合的な課題を、縦割りではなく丸ごと（総合的に）受け止める福祉総合相談体制を強化します。
  - ◇ 市民の自立した生活を支えるため、支援関係者のスキルアップを図ります。

## 施策 11 保育・幼児教育の充実

■ 施策の目的 未就学児が、適切な環境のもとで、心身が健全に発達する

### ■ 現状と課題

#### 現 状

- ◇ 女性の社会進出が進み、保育所への入所希望は多い状況です。また、公立保育所への入所志向は安定しています。
- ◇ 平成 23 年度から、児童の特性に応じた途切れのない支援を継続し、平成 28 年度からは第 2 子以降の保育料を軽減しています。
- ◇ 令和元年度から病児保育事業を実施し、10 月からは、3 歳児以上の保育料の無償化を実施しています。

#### 課 題

- ◇ 国の一億総活躍社会の推進などにより、今後もさらに、女性の社会進出が進んでいくと予想されることから、特に 0 歳～ 2 歳児の入所受け入れ体制の確保が求められます。
- ◇ 平成 30 年度実績で、山梨県では、本市を含めて待機児童（保育所への入所を希望したが、どの保育所にも入所できなかった児童）はいませんが、本市においては特定の保育所等への入所を希望し、申し込みを辞退するケースがありました。すべての未就学児が、保護者が希望する保育所に入所できるような体制づくりが必要です。
- ◇ 支援を必要とする児童や、外国籍の児童の入所が増加しています。保育士は、児童一人ひとりの特性に対応できるスキルを身に付けることが求められます。
- ◇ 食物アレルギーのある児童が増えており、給食などの提供に細心の注意を払わなければなりません。保護者との信頼関係を築く中で児童の特徴を把握し、情報を共有できる体制づくりが必要です。

## ■ 基本方針

- ◆ 保育を必要とする未就学児に対し、保育の量と質を確保することで、健全な心身の発達を図ります。

## ■ 基本事業

### 保育の量の確保

保育が必要な児童が、希望する保育施設を利用できるよう調整しつつ、必要に応じ子育て支援サービスの利用ができるよう努めます。

### 保育の質の確保

保育士の資質の向上を図り、児童の個性・特徴などに寄り添った適切な対応に努めます。また、保育施設を適切に管理し、安全性・快適性の維持向上に努めます。

## ■ 成果指標

| 指標名                                     | 指標の説明              | 現況値<br>(H30年度) | 目標値<br>(R6年度) |
|---|--------------------|----------------|---------------|
| 子どもを愛情深く大切にした保育がなされていると思う保護者の割合         | 市立保育所に対する保護者の評価を示す | 95.0%          | 97.0%         |
| 子どもの発達の特性や発達過程に沿った適切な援助が行われていると思う保護者の割合 | 市立保育所に対する保護者の評価を示す | 96.0%          | 97.0%         |
| 希望する保育所に入所できなかった児童数                     | 希望する保育所への入所状況を示す   | 40人            | 0人            |

## ■ 役割分担

### 市民・地域・事業者の役割

- ◇ 未就学児の保護者は、保育所などの保育・幼児教育への理解を深め、積極的に運営に協力します。
- ◇ 子育て支援団体をはじめ、地域が保育所などへの理解を深め、未就学児を見守ります。

### 行政の役割

- ◇ 発達過程に応じ、乳幼児期にふさわしい体験が得られるよう、保育の質・量を確保します。
- ◇ 保育所だけでなく、図書館で乳幼児期から本に触れる機会をつくるなど、幼児教育を推進します。

## 施策 12 子育て支援の充実

### ■ 施策の目的 保護者が安心して子育てができる

### ■ 現状と課題

#### 現 状

- ◇ 国勢調査結果によると、平成 12 年に 17.5% だった本市の年少人口（0 歳～14 歳）は平成 22 年に 15.6%、平成 27 年には 14.4% へと減少し、少子化が進行しています。
- ◇ 少子化の要因として、価値観の多様化に伴う未婚者の増加、若年層の進学・就労による県外への流出、子育てに伴う経済的・精神的負担から第 2 子以降を控える家庭が増えていることなどが考えられます。
- ◇ こうした中、本市では平成 29 年度から県内他市に先がけ、18 歳以下の子どもも医療費窓口無料化を実施しています。また、さまざまな子育て支援事業を実施するとともに、家庭児童相談室を子育て支援課に移設し、ケースに応じた支援を行っています。こうした支援策の効果として、平成 30 年度中の本市における 15 歳以下の子どもについては、転入が転出を上回っています。

#### 課 題

- ◇ 核家族化が進み、子育ての不安や悩みを抱えた家庭の増加が予想されます。特に、家庭児童相談室への相談内容は、複雑な家庭環境や複合的な課題等を抱えるケースが増加しており、適切な対応が求められます。
- ◇ 児童虐待などについてその防止から対応まで地域を含めた関係機関によるネットワークが支援を進めています。国においても法改正や制度改正を実施または検討しており、現場となる自治体において必要な環境整備や人材の確保を引き続き強化していく必要があります。
- ◇ 子どもと家庭及び妊産婦等の課題に対し、支援の専門性、人的資源を組織として保有し、相談やソーシャルワーク対応ができる「子ども家庭総合支援拠点」の整備が必要になります。

## 【基本方針

- ◆ 地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげるとともに、保護者が親として成長することを支援します。

## 【基本事業

保護者が健やかに

子育てできるための  
支援の推進

地域や社会が子育て中の保護者に寄り添い、不安や孤立感を和らげるこ  
とで、保護者が親として健全に成長する支援を促進します。

子どもへの途切れの  
ない支援の推進

子どもの気になる行動に対し、乳幼児期から保育所、小学校まで途切れ  
なく適切な支援を行うことで、子どもが健やかに成長できるように努めま  
す。

## 【成果指標

| 指標名                                   | 指標の説明                             | 現況値<br>(H30年度) | 目標値<br>(R6年度) |
|---------------------------------------|-----------------------------------|----------------|---------------|
| 子育てしやすいまちだと思う市民の割合                    | 子育て施策に対する市民の評価を示す                 | 43.2%          | 50.0%         |
| 子育てについて気軽に相談できる相手や<br>場所がある子育て中の市民の割合 | 子育て世帯の安心<br>感を示す                  | 64.1%          | 66.5%         |
| 12歳以下の転入による増加数                        | 子育て施策に対する<br>市外の子育て世帯か<br>らの評価を示す | 101人           | 78人           |

## 【役割分担

### 市民・地域・事業者の役割

- ◇ 保護者は子育てについての責任を持ちます。
- ◇ 市民や地域は周囲の保護者に寄り添い、子育てを見守り、子育て支援活動に関わります。

### 行政の役割

- ◇ 子育てに関する経済的・精神的負担の軽減や、各種講座の開催、相談事業など、市民や地域ではできない支援を行います。

## 施策 13 高齢者福祉の充実

■ 施策の目的 高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができる

### ■ 現状と課題

#### 現 状

- ◇ 南アルプス市の人団は、平成 22 年をピークに減少していますが、65 歳以上の高齢者の占める割合は毎年 2 %前後上昇し、高齢者世帯や認知症高齢者も急増しています。
- ◇ 平成 12 年の介護保険制度発足時に 16 億円程度だった保険給付費は、平成 30 年度決算では 50 億円を超えていました。
- ◇ 本市では、このような状況を踏まえ、「高齢者いきいきプラン」に基づき、いち早く新たな地域支援事業に取り組み、新しい総合事業、包括支援事業、任意支援事業を積極的に推進しています。

#### 課 題

- ◇ 高齢化はさらに進展し、平成 15 年の合併当初 13,000 人程度だった 65 歳以上の高齢者人口は、令和 8 年度には 20,000 人を超えると推計されます。
- ◇ 団塊の世代が 75 歳を迎える 2025 年には、高齢者の 5 人に 1 人が認知症になると予想されます。認知症高齢者が、住み慣れた地域での生活を続けられるよう、地域で支えあう体制の強化が求められます。
- ◇ 施設サービス給付が増加傾向にあり、給付費全体の上昇に影響を与えていくほか、待機者も介護度 3 以上で 400 人近く（平成 31 年 4 月 1 日現在）となっており、今後も増加が見込まれます。
- ◇ 今後は、介護予防に重点を置き、地域のサロン活動や地域支えあい協議会などの地域活動を推進し、高齢者が安心して暮らしていくための仕組みである地域包括ケアシステムの構築を進めていく必要があります。

## ■ 基本方針

- ◆ 健康・長寿のまちづくりを実現するため、高齢者が地域の支えあいの中で、その人らしく安心して暮らし続けられる仕組みづくりを推進します。
- ◆ 包括ケアシステム（生活支援、介護予防、医療・介護連携、地域支えあい協議体）の構築を推進し、要介護状態となることを抑制します。
- ◆ 認知症の正しい理解の普及・啓発に努め、認知症高齢者にやさしい地域づくりを推進します。

## ■ 基本事業

|                  |   |
|------------------|---|
| 地域包括ケアシステムの構築    | 地域支えあい協議体活動の支援を積極的に行うとともに、地域包括支援センターの機能強化や在宅医療と介護の連携を推進します。また、移動支援、買い物支援などの生活支援体制の整備を推進します。                             |
| 認知症にやさしい地域づくりの推進 | 講演会や認知症サポーター養成講座等により、認知症の正しい理解の普及・啓発に努めます。また、「認知症支援ネットワーク会議」を活用し、地域の見守り体制の充実を図ります。さらに、認知症の早期発見、初期段階の支援を専門医との連携により推進します。 |
| 高齢者の社会参加の推進      | 百歳体操やサロン、コミュニティカフェなど、市民主体の居場所づくりの拡充を支援し、高齢者の介護予防や生きがいにつなげていきます。   |

## ■ 成果指標

| 指標名                 | 指標の説明              | 現況値<br>(H30年度) | 目標値<br>(R6年度) |
|---------------------|--------------------|----------------|---------------|
| 老後も安心して暮らせると思う市民の割合 | 高齢者福祉に対する市民の安心感を示す | 35.3%          | 46.0%         |
| 65歳以上の介護認定率         | 高齢者の介護予防の効果を示す     | 14.9%          | 14.8%         |

## ■ 役割分担

- 
- 市民・地域・事業者の役割**
- ◇ 高齢者は積極的に地域の活動に参加し、自ら介護予防、認知症予防に取り組みます。
  - ◇ 支えあいの意識のもと地域で高齢者を見守り、高齢者の居場所をつくります。
  - ◇ 認知症に対して正しい知識を持ち、認知症高齢者やその家族のためにできることを実践します。
- 行政の役割**
- ◇ 高齢者の社会参加を促進し、介護予防の重要性、重度化防止の必要性に関する意識を啓発します。
  - ◇ 高齢者の地域での居場所づくりや、地域支えあい協議体の活動について、地域とともに推進します。
  - ◇ 認知症への理解を普及啓発し、認知症高齢者にやさしい地域をつくります。

## 施策 14 障がい者福祉の充実

- 施策の目的 市民が、障がいの有無にかかわらず、誰もがいきいきと日常生活を送ることができる

### ■ 現状と課題

#### 現 状

- ◇ 地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを設置し、障害者手帳の有無を問わず障がいに関連するあらゆる相談に応じ、一人ひとりの暮らしを支援しています。
- ◇ 途切れのない支援連携会議を開催し、福祉・保育・教育などの連携を行い、分野ごとの研修会や支援者的人材育成に取り組んでいます。
- ◇ 一般就労を目指す障がい者のために、平成 30 年 1 月からハローワークによる「福祉しごとサポート」を庁舎内に設置し、就労支援に取り組んでいます。

#### 課 題

- ◇ 障害者相談支援センターによる相談支援を行っていますが、継続した相談や自立支援協議会の運営もあり、本来の基幹相談センターとしての地域体制の整備が不十分となっています。
- ◇ 発達障害等により社会生活に困難を抱える市民に対し、ライフステージに応じた支援を行っていく必要があります。
- ◇ 障がい者への就労支援を実施する事業所において、就労に必要な能力の定着化ができない限り一般就労へつなげることが難しく、労働環境・職業適性には個人差があるなど、就労については多くの課題があります。

## 【基本方針

- ◆ 障がい者が望む地域生活を送ることができるよう支援に努めます。
- ◆ 障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細やかな対応に努めます。
- ◆ サービスの質の確保・向上に向けた環境の整備に努めます。

## 【基本事業

**相談事業の推進と充実** 障がい者やその家族が、住み慣れた地域でさまざまなサービスを利用しながら自立した生活を送るために必要な情報提供や助言を行います。

**生きる力を養う環境の整備** 障がい者の望む地域生活の支援のために、雇用義務等に基づく雇用促進のためのサービスを提供するとともに、福祉しごとサポート等と連携し就労支援を推進します。

## 【成果指標

| 指標名                           | 指標の説明                 | 現況値<br>(H30年度) | 目標値<br>(R6年度) |
|-------------------------------|-----------------------|----------------|---------------|
| 障がいのある方への声かけ、見守りなどを行っている市民の割合 | 障がいのある方への見守りの状況を示す    | 26.5%          | 36.5%         |
| 障がい者の就労相談件数                   | 障がい者相談支援体制の浸透度・充実度を示す | 353件           | 413件          |
| 福祉しごとサポートに紹介し就労につながった件数       | 障がい者の人生設計の目標状況を示す     | —              | 15件           |

## 【役割分担

### 市民・地域・事業者の役割

- ◇ 誰もが住み慣れた地域で、その人らしく自立しながら生活するという考えを持ち、障がい者への声かけ、見守りなどを実践します。
- ◇ 障がい者は、能力に応じた目標を持ち、就労に必要な能力を身に付けます。
- ◇ 民間事業者は、障がい者の就労の受け皿を増やします。

### 行政の役割

- ◇ 障がい者が希望する地域生活が送れるよう、きめ細やかな支援をするとともに、福祉サービスの質の確保・向上に向けた環境整備を行います。
- ◇ 福祉しごとサポート（ハローワーク）と連携し、就労の支援を進めます。

## 施策 15 母子保健の充実

- 施策の目的
- ・母が、安心して妊娠・出産し、育児ができる
  - ・0歳～3歳児が、健やかに育つ

### ■ 現状と課題

#### 現 状

- ◇ 「健康増進計画」に基づき、母子保健事業の推進や地区担当制の導入などにより、妊娠期から継続性のある重層的な支援を行っています。
- ◇ 山梨県とともに、出産直後の母の支援として、産後ケア事業を実施しています。
- ◇ 育児に不安を感じる親に寄り添い、庁内での連携や相談支援体制の充実を図っています。
- ◇ 地域で乳幼児とその母を見守り、育児を支援する愛育会発祥の地※として、活動を継続しています。

#### 課 題

- ◇ 核家族化の進行や子育て世代の減少などを背景に、身边に育児について相談できる相手がいない母が増加し、心が不安定になりやすく、虐待へと移行するケースも見られます。
- ◇ 子どもと家庭及び妊産婦等の課題に対し、支援の専門性、人的資源を組織として保有し、相談やソーシャルワーク対応ができる「子ども家庭総合支援拠点」の整備に向け、庁内・部局内でのさらなる連携の強化が求められます。
- ◇ 地域の子育て支援の一翼を担う愛育会の活動が低迷しており、将来にわたり活動を継続していくためには、担い手の確保や後継者の育成が課題となっています。

※愛育会発祥の地 昭和12（1937）年、源村（現南アルプス市）が愛育村の指定を受けた際、源村愛育会を発足し、矢崎きみよ（1891-1979）が初代班長に就任。母子の福祉向上の原点を築いた「愛育の母」として知られている。

## 【基本方針

- ◆ 包括支援機能を充実させ、妊娠期から母の気持ちに寄り添いながら、途切れなく育児支援できる体制の継続・強化に努めます。

## 【基本事業

### 妊娠・出産・育児の支援

父や母が、妊娠届出から正しい知識や育児技術の習得ができるように支援します。また、出産後においても、育児がしやすい環境を整えられるよう支援します。

### 相談事業の推進と充実

母や子が適切な時期に定期的に健診を受診したり、医療機関を受診することで、子どもを含めた自身の健康管理ができるよう支援します。

## 【成果指標

| 指標名             | 指標の説明           | 現況値<br>(H30年度) | 目標値<br>(R6年度) |
|-----------------|-----------------|----------------|---------------|
| 乳幼児健診受診率        | 乳幼児健診受診の状況を示す   | 98.4%          | 100.0%        |
| 子育ては楽しいと感じる母の割合 | 子育てに対する母の安心感を示す | 86.5%          | 90.0%         |

## 【役割分担

### 市民・地域・事業者の役割

- ◇ 乳幼児の母は、必ず乳幼児健診を受診し、育児などに困ったときはSOSを出します。
- ◇ 乳幼児の父は、親としての責任と自覚を持ちます。
- ◇ 市民は、個人としてだけでなく、愛育組織などの地域の一員として母子を見守り、育児がしやすい環境をつくります。

### 行政の役割

- ◇ 受診しやすい乳幼児健診や、妊娠期からの途切れのない相談体制を充実させます。
- ◇ 育児技能の習得を支援します。
- ◇ 市民（地域）に母子を取り巻く環境の情報を提供します。

## 施策 16 健康づくりの推進

### ■ 施策の目的 市民が心身ともに健康に暮らす

### ■ 現状と課題

#### 現 状

- ◇ 通常の健康診査とともに、生活習慣の見直しの契機となるよう特定健診を実施しています。
- ◇ 健診後の精密検査の受診や健康教室などを通じ、市内医療機関と連携を図っています。
- ◇ 市民の健康意識の高揚を図り、健康からまちづくりを進める取組として、平成 29 年度から各種団体と協賛し、健康ポイント制を導入した「幸せ実感！南アルプス市健康リーグ」をスタートさせました。また、令和元年度からは、運動を起点として健康づくりにつなげる「健康わくわくウォーク」を実施しています。

#### 課 題

- ◇ 健康診査については、40 歳代、50 歳代の受診率が低迷しています。この年代は、心の健康課題を抱えている人も多く、生活習慣病になりやすい年代でもあり、重大な疾患につながりかねないため、受診を促していく必要があります。
- ◇ 健診を受診しても、健診結果に基づく精密検査の受診や生活習慣の見直しをしない人が多いことも課題となっています。健診結果が疾病の早期治療や生活習慣の改善に結びつくような工夫が求められます。
- ◇ 健康であることは、その人自身のためであることはもちろん、医療費や介護保険給付費の抑制につながり、社会的にも大きな財産となります。市民が自ら気軽に健康づくりに取り組めるよう、健康無関心層への効果的なアプローチができる健康事業の展開が求められます。

## ■ 基本方針

- ◆ 健康に関する正しい知識を広く周知し、健康意識を高めて健康的な生活につながるよう支援します。
- ◆ 健康診査を受けることで、自身の健康課題に気づき、適切な健康行動がとれるように支援します。

## ■ 基本事業

**健康意識の向上** 健康わくわくウォークを定着させ、健康意識の向上を目指し健康リーグを広めます。また、生活習慣病の重症化予防として、医療機関と協力しながら個別又は集団的に継続指導をして、生活改善につなげていきます。

**健康診査受診の奨励** 健診受診率のさらなる向上を目指し、受診を奨励します。特に、受診率の低い40歳代・50歳代の受診率向上を図ります。

## ■ 成果指標

| 指標名              | 指標の説明              | 現況値<br>(H30年度) | 目標値<br>(R6年度) |
|------------------|--------------------|----------------|---------------|
| 健康づくりをしている市民の割合  | 市民の健康づくりの実践状況を示す   | 53.3%          | 60.0%         |
| 特定健診受診率          | 生活習慣病予防への市民の関心度を示す | 55.7%          | 60.6%         |
| 生活習慣病罹患者割合       | 生活習慣病罹患の状況を示す      | 38.3%          | 38.3%         |
| 健康リーグを知っている市民の割合 | 健康リーグの認知度を示す       | 8.8%           | 15.0%         |

## ■ 役割分担

### 市民・地域・事業者の役割

- ◇ 健診を受診し、自らの健康づくりに積極的に取り組みます。また、健診結果に課題があれば、医療機関の早期受診や生活習慣の改善を行います。
- ◇ 事業者や関係団体・関係機関は、市が主催する健康づくり事業に協力・協賛し、事業を企画します。

### 行政の役割

- ◇ 健診受診を奨励し、受診しやすい体制を整備します。また、健康指導などのスキルアップを図ります。
- ◇ 広く健康に関する情報を周知し、健康意識の向上を図ります。

## 施策 17 地域医療の充実

### ■ 施策の目的 市民が適切な医療を受けることができる

### ■ 現状と課題

#### 現 状

- ◇ 幹線道路網の整備などにより、市内外の医療機関への搬送時間や通院時間は短縮されてきました。
- ◇ 救急医療体制については、医師会に委託しており、本市は中巨摩医師会、中巨摩東部は中巨摩医師会と甲府医師会が実施しています。さらに、同じ保健所管内においても、隣接する韮崎市・北杜市は医療圏域が異なっています。
- ◇ 医療現場においても働き方改革が進んでおり、救急医療体制を維持することが難しくなってきていることから、初期救急医療体制などを中心に、中北保健所管内で協議を重ねています。
- ◇ 市内医療機関、歯科医師会、薬剤師会の協力を得て、地域医療に関するイベントや講演会などを実施しています。

#### 課 題

- ◇ 医師の働き方改革の導入を見据え、どのように救急医療体制・在宅医療体制を維持していくかが重要な課題です。
- ◇ 市民に適切な医療を提供するとともに、救急医療機関の負担軽減を図るためにも、初期救急医療機関の拠点化や広域化など、救急医療体制の整備に向けて、県や近隣医師会との調整が必要になります。
- ◇ 高齢化の進展により、通院が困難な高齢者や、入院から住み慣れた地域に帰ることを希望する高齢者が増加し、在宅医療の必要性が高まっています。在宅医療にスムーズに移行するためには、入院医療機関と在宅医療機関、介護保険制度との円滑な連携が求められます。

## ■ 基本方針

- ◆ かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師を推奨して、地域の中で相談できる体制づくりを充実します。
- ◆ 初期救急医療体制や在宅医療体制を整備・充実していくため、県や関係機関との連携・調整を図ります。

## ■ 基本事業

### 救急医療体制の確保・整備

市民が身近なかかりつけ医と相談でき、緊急時には適切な医療行動ができるよう、救急医療のあり方について啓発します。また、医師会と連携しながら、救急医療体制が継続できるような体制を整備します。

### 在宅医療体制の継続・維持

増加する在宅介護及び療養のニーズに対応するため、県・医療機関等と連携し、在宅医療体制を整えます。

## ■ 成果指標

| 指標名                     | 指標の説明             | 現況値<br>(H30年度) | 目標値<br>(R6年度) |
|-------------------------|-------------------|----------------|---------------|
| 安心して医療が受けられると感じている市民の割合 | 医療体制に対する市民の安心感を示す | 48.8%          | 48.8%         |
| 在宅診療所の登録件数              | 市内の在宅診療所の充実度を示す   | 5件             | 5件            |

## ■ 役割分担

### 市民・地域・事業者の役割

- ◇ かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師を持ち、治療や薬のことを一元的に相談します。
- ◇ 症状が重症化する前に、すみやかに医療機関を受診します。また、休日夜間医療や救急医療を適切に利用します。
- ◇ 関係機関は、医療機関と連携しながら、在宅医療ができる体制を整えます。

### 行政の役割

- ◇ 適切な医療機関の受診方法や救急医療機関について、周知します。
- ◇ 県・医師会と連携しながら、救急医療体制を整えます。
- ◇ 関係機関と連携し、在宅医療のネットワーク化を充実させます。また、退院に向けた準備がしやすいよう、介護保険の申請から認定をスムーズに行います。

## 政策3 うるおいと活力のある快適なまちの形成

### 施策18 農林業の振興

#### ■ 施策の目的

- ・農業生産者（農家）の農業所得が向上する
- ・農地が農地として適切に保全される

#### ■ 現状と課題

##### 現 状

- ◇ 本市では、果樹を中心に野菜・花き・畜産など年間を通じ農業生産が展開されています。しかし、農業従事者の高齢化などを背景に、担い手の不足や遊休農地の増加が進んでいます。
- ◇ 地球温暖化の進行などにより天候が不安定になり、農林業に影響を与えています。また、中山間地域での鳥獣害の被害も少なくありません。
- ◇ 農産物の販路拡大のため、JAなどと連携し、ブランド化やPR活動、新規食材への果実利用の推進を図っています。
- ◇ 本市の面積の約7割を占める森林については、林業従事者の高齢化と後継者不足が進行し、山林の荒廃が進んでいます。

##### 課 題

- ◇ 農業の担い手不足を解消するため、新規就農や老朽化が進む農業施設の更新などに対する効果的な支援を行っていく必要があります。
- ◇ 地球温暖化や冷害など、自然環境の変化が農林業に与える影響への対応と支援を行っていく必要があります。
- ◇ 遊休農地の増加や山林の荒廃を食い止めるため、優良農地の利活用や、森林環境譲与税導入を見据えた私有林整備の促進を図っていくことが求められます。
- ◇ 農産物・農産加工品の付加価値をさらに高めるため、「南アルプスブランド」の中心をどこに置くかを見極め、JAや商工会などの関係機関と連携して進めていくことが重要です。

## ■ 基本方針

- ◆ 安定した所得が見込まれる農業への転換を支援することで、農業従事者の増加と農産物の生産性向上を促し、さらに、農地の保全につなげます。

## ■ 基本事業

**担い手の確保と育成** 市内で新たに農業を志す人の就農を促進するために、効果的な支援を行います。また、次代を担う農業後継者を確保するため、必要な支援を行います。

**遊休農地解消の促進** JAと連携を図るとともに、中間管理機構などを活用して近年増加傾向にある遊休農地の解消を促し、耕作放棄地等の再利用を推進して優良農地への転換を支援します。

**農産物の高品質化と付加価値の向上** 新たな果樹の苗木補助等により高品質な農産物の生産を増やします。また、付加価値を高めるため、JAなどと連携するとともに、庁内においても横断的にPR活動を推進します。

## ■ 成果指標

| 指標名                   | 指標の説明       | 現況値<br>(H30年度) | 目標値<br>(R6年度) |
|-----------------------|-------------|----------------|---------------|
| 農業収入                  | 農業収入の状況を示す  | 665千万円         | 730千万円        |
| J A南アルプス市における農産物の販売実績 | 農産物の販売状況を示す | 510千万円         | 570千万円        |
| 遊休農地比率                | 農地の保全状況を示す  | 13.6%          | 13.6%         |

## ■ 役割分担

### 市民・地域・事業者の役割

- ◇ 農家は、農産物の生産量を増やすとともに、高品質の農産物を生産し、販路拡大に努めます。
- ◇ 農地・山林の所有者は、農地・山林を適正に管理し、荒廃化を防ぎます。
- ◇ 市民は、地元農産物を積極的に購入します。
- ◇ JAをはじめとする関係機関は、販路拡大や品質管理を行い、農産物のブランド化に取り組みます。

### 行政の役割

- ◇ 農業の生産性向上や、農林業従事者を将来にわたって確保するための効果的な支援を行います。
- ◇ JAなどの関係機関と連携し、農産物の高品質化とブランド化を推進します。
- ◇ 農地・山林の保全と有効利用を推進します。
- ◇ 農地・山林の荒廃化を防ぎ、農産物の生産性を確保するため、鳥獣被害対策を推進します。

## 施策 19 商工業の振興

■ 施策の目的 市内事業者が安定した経営を続けることができる

■ 現状と課題

### 現 状

- ◇ 商業の中心は商店街などが担ってきましたが、郊外型ショッピングモールの台頭や後継者の不足などにより、閉店する店舗も少なくないため、地元商店街には空き店舗が目立っています。
- ◇ 工業は、各地域の工業団地に産業集積し、製造業関連企業が立地していますが、国内需要の低迷など経済情勢が不透明な中、市内立地企業を取り巻く状況は厳しいものとなっています。
- ◇ 意欲のある事業者が自助努力と創意工夫をしながら社会経済情勢の変化に即応できるよう、市と商工会などの関係機関との連携・協力体制を構築しています。
- ◇ 市内求職者の就業促進と市内企業の人材確保を支援するため、企業ガイダンスや就職フェアを開催しています。

### 課 題

- ◇ 既存商店街や地元店舗の衰退は、経営者だけの問題ではなく、市全体の活力低下や、高齢化・核家族化の進行による買い物弱者の増加につながります。地元商業の活性化を図る効果的な支援が必要です。
- ◇ 伝統産業の後継者不足を解消するため、観光分野との連携などにより、新たな伝統工芸技能者を育成し、技術・技法の継承を行う必要があります。
- ◇ 事業者が安定した経営を続けていくためには、インターネットショッピングの普及や、中部横断自動車道の全線開通などによる交通環境の向上を好機と捉え、県外や海外への商圈拡大を図っていく必要があります。
- ◇ 工業においては、景気の変動などがあっても安定した経営を続けられるよう、環境整備などの支援が必要です。
- ◇ 市内求職者が市内企業に就職できることは、商工業の振興だけでなく、人口流出を防ぐためにも重要であるため、効果的な取組が求められます。

## ■ 基本方針

- ◆ 商工会との連携を強化し、商工業者の経済活動の活性化を図るとともに、雇用・就業機会の確保に努めます。
- ◆ 商工業者の安定経営や後継者の育成を支援し、地域に根差して経営を持続できる環境を整えるとともに、県外や海外への商圈拡大やセールスプロモーションを進めていきます。

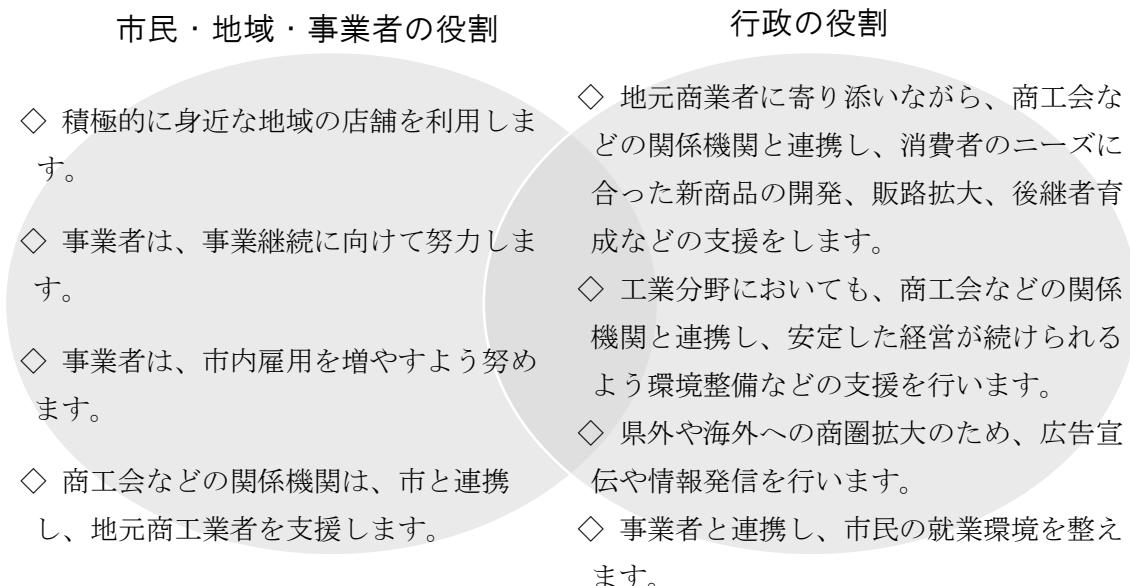
## ■ 基本事業

|              |   |
|--------------|---|
| 持続可能な経営の支援   | 地元商品の販路拡大のため、海外や県外、特に東海圏・中京圏への商品PRや販売を行うとともに、南アルプス市の魅力を発信できる商品の開発や必要な設備投資、後継者育成を支援します。また、商工会と連携して安定経営への支援を行います。 |
| 市内での就業・雇用の推進 | 企業ガイダンスやU I Jターン就職フェアの開催により、市内企業と市内で就職を希望する人のマッチングを図り、人材確保を支援します。また、市内の中小企業が市民を新たに雇用する際に支援を行います。                |

## ■ 成果指標

| 指標名                | 指標の説明                | 現況値<br>(H30年度) | 目標値<br>(R6年度)  |
|--------------------|----------------------|----------------|----------------|
| 営業所得の申告者数          | 営業をしている件数を示す         | 3,054人         | 2,977人         |
| 製造品出荷額             | 製造品出荷額の状況を示す         | 239,036<br>百万円 | 239,036<br>百万円 |
| 買い物に便利な地域だと思う市民の割合 | 市内の買い物環境に関する市民の評価を示す | 52.6%          | 60.0%          |

## ■ 役割分担



## 施策 20 企業誘致の推進

■ 施策の目的 企業が市内で新たに創業、規模拡大する

■ 現状と課題

現 状

- ◇ 土地情報等の調査を行い、市内に企業が進出しやすい環境を整えるとともに、市内の意欲ある事業者への支援を行っています。
- ◇ 商工会や金融機関などの関係機関と連携し、U I J ターン者や女性、若者などを対象とした起業・創業の支援を行っています。
- ◇ 市内の既存の拠点工業団地には、空きがない状況です（令和2年2月1日現在）。

課 題

- ◇ 企業の市内への進出や創業の増加は、移住・定住や消費活動の促進、雇用の拡大など、地域経済全体の活性化につながるため、引き続き効果的な支援が必要です。
- ◇ 本市において、企業誘致に適した広大な土地の多くは、各種規制を受ける農地であるため、基盤整備には相当な時間を必要とします。
- ◇ 中部横断自動車道の開通は、「ひと・もの・情報」の流れに大きな変化をもらたします。特に、南アルプスインターチェンジ周辺は、リニア中央新幹線の開業や新山梨環状道路の開通と併せ、将来的な交通の要衝として、東海・中京圏や関西圏の経済的アプローチも可能とすることから、この強みを最大限に活かし、地域経済の活性化につながる産業の創出が必要になります。

## ■ 基本方針

- ◆ 中部横断自動車道の全線開通やリニア中央新幹線の開業を見据え、優良な用地を確保し、積極的な企業誘致活動を展開します。
- ◆ 意欲のある人が創業・起業を実現できるよう、商工会と連携して効果的な支援を行います。
- ◆ 中部横断自動車道南アルプスインターチェンジ周辺については、新たな雇用の創出や地域経済を牽引する産業の集積を図り、交通環境を活かした新産業拠点を創出します。

## ■ 基本事業

|                      |   |
|----------------------|---|
| 企業の新規進出・規模拡大の推進      | 積極的な企業訪問などにより企業の動向を把握し誘致活動を行うとともに、土地の調査を実施して進出・規模拡大を考える企業の需要に応えるよう、工業団地等の整備確保を進めています。                             |
| 創業の推進                | 創業支援セミナーを実施し、「個別支援型創業支援テキスト」などを活用して商工会と連携を図りながら創業を推進します。また、新規創業者に対し必要な支援を行います。                                    |
| 南アルプスインターチェンジ周辺開発の推進 | 南アルプスインターチェンジ周辺については、集客と交流の機能を持つ新たな産業拠点として、にぎわいや地域とつながる産業の誘致を行います。また、拠点や新交通網を活かし、積極的な企業誘致や産業集積により、成長分野による開発を進めます。 |

## ■ 成果指標

| 指標名          | 指標の説明                   | 現況値<br>(H30年度) | 目標値<br>(R6年度) |
|--------------|-------------------------|----------------|---------------|
| 誘致・規模拡大した企業数 | 市内への企業誘致・市内での規模拡大の状況を示す | 7社             | 7社            |
| 創業した数        | 市内での創業の状況を示す            | 13件            | 23件           |

## ■ 役割分担

### 市民・地域・事業者の役割

- ◇ 市内企業は、地域への貢献を意識し、規模拡大などの際に市内での拡大を第一に考えます。
- ◇ 市民（地域）は、立地企業の活動に対して地域ぐるみの理解を示し、必要に応じて用地提供などに協力します。
- ◇ 商工会などの関係機関は、市と連携し、創業を支援します。

### 行政の役割

- ◇ 企業が市内に進出し、市内企業が市内で規模拡大するための用地提供やインフラ整備など、適切な支援と情報提供を行います。
- ◇ 企業と市民（地域）との調整を図ります。
- ◇ 県や、商工会などの関係機関と連携し、企業誘致・創業を推進します。

## 施策 21 観光の振興

■ 施策の目的 観光客が市内を訪れ、まちがにぎわう

■ 現状と課題

### 現 状

- ◇ 本市の観光は、南アルプス山域を中心とした山岳観光と、さくらんぼ狩りなどの果樹観光が中心となっています。
- ◇ 平成 30 年度の本市への観光入込客数は、山梨県を訪れた観光客の約 1.5% で、世界遺産に登録されている富士五湖・東部エリアは約 50%、八ヶ岳のある峡北エリアは約 13% という状況です。
- ◇ 平成 26 年に南アルプス地域がユネスコエコパーク（生物圏保存地域）に登録されました。以後、自然環境が厳格に保護される「核心地域」、適切な保護・管理をしながら環境教育などに活用される「緩衝地域」、居住空間であり自然と調和した農業、歴史文化などが育まれてきた「移行地域」の 3 つのエリアごとに、それぞれの魅力を活かした観光振興を図っています。
- ◇ 平成 30 年には、「緩衝地域」に位置する県民の森にある県有施設の譲渡を受け、観光と森林環境教育の場としての活用を進めています。

### 課 題

- ◇ 観光振興計画は、策定から 10 年以上が経過しており、社会情勢やアクセス環境の変化などを踏まえて新たな計画の策定を検討する必要があります。
- ◇ 令和 2 年に予定される中部横断自動車道全線開通や、東京オリンピック・パラリンピックの開催により、山梨県を訪れる観光客の増加が見込まれ、この好機に本市を訪れる観光客の増加につなげることが重要です。山梨県や関係機関と連携し、誘客を促進することが求められます。
- ◇ 従来からの山岳観光や果樹観光に加え、南アルプスユネスコエコパークの「緩衝地域」は、自然を満喫できる観光エリアとしてさらなるにぎわいの創出が期待されます。
- ◇ S N S での情報発信や、観光地域づくり法人(DMO)※組織の構築など、時代に即した観光振興策が必要です。

※観光地域づくり法人(DMO) Destination Management/Marketing Organization の頭文字で、地域の多様な関係者を巻き込みつつ、科学的アプローチを取り入れた観光地域づくりを行う舵取り役となる法人。

## ■ 基本方針

- ◆ 市内を訪れる観光客を増加させるために、県内外や海外へ観光プロモーションを行います。
- ◆ 地域資源を活かした観光振興に取り組み、外国人観光客を含む交流人口の増加につなげます。
- ◆ 観光施設を充実し、観光客の満足度を高め、南アルプス観光のグレードアップを図ります。

## ■ 基本事業

|                     |   |
|---------------------|---|
| 観光情報の発信             | SNSや動画、webサイト、メディアなど、多種多様な情報媒体を通じて、県内外や海外へ南アルプス観光を発信します。特に、中部横断自動車道の利活用を踏まえ、東海圏・中京圏へのプロモーションを行います。                    |
| 観光客のニーズに合ったコンテンツの充実 | 山岳観光や果物狩りなどの強みを活かしつつ、年間を通じて観光を楽しめるプログラムの創設や、観光事業者への必要な支援を検討します。また、山梨県と連携し、サインの多言語化や外国人観光客向けの観光ガイド育成により、インバウンド需要に応えます。 |
| 観光施設を活用した誘客の促進      | 観光施設を最大限に活用し、誘客を促進します。特に、南アルプスユネスコエコパークの緩衝地域に位置する「エコパ伊奈ヶ湖」は、森林アクティビティや周辺環境の整備などを行い、自然を体感できるエリアとして魅力向上を図ります。           |

## ■ 成果指標

| 指標名                | 指標の説明                       | 現況値<br>(H30年度) | 目標値<br>(R6年度) |
|--------------------|-----------------------------|----------------|---------------|
| 北岳・広河原・芦安エリアへの入込客数 | ユネスコエコパークの核心地域への観光客の訪問状況を示す | 26,273人        | 27,400人       |
| 櫛形山周辺エリアへの入込客数     | ユネスコエコパークの緩衝地域への観光客の訪問状況を示す | 223,491人       | 265,000人      |
| 平地への入込客数           | ユネスコエコパークの移行地域への観光客の訪問状況を示す | 274,423人       | 318,000人      |

## ■ 役割分担

- ### 市民・地域・事業者の役割

  - ◇ おもてなしの気持ちをもって、観光客を迎えます。
  - ◇ 地域の観光資源に気付き、その魅力を発信します。
  - ◇ 観光関係者は、連携強化に努め、地域資源を活用した観光コンテンツをつくり、旅行消費を拡大します。

### 行政の役割

  - ◇ 関係機関と連携し、観光情報を魅力的に、わかりやすく発信します。
  - ◇ 観光施設を適切に維持・管理・運営し、観光インフラを整備します。また、各種規制の調整を行います。
  - ◇ 観光関係者への効果的な支援を行います。

## 施策 22 道路・交通基盤の整備

- 施策の目的
- ・市民が道路を安全・安心に利用できる
  - ・市民が、生活に必要な移動ができる

### ■ 現状と課題

#### 現 状

- ◇ 道路の安全確保のための維持修繕については迅速に対応していますが、老朽化の進行により修繕案件は年々増加しています。
- ◇ 幹線道路の整備や道路の改良については、工事費や用地補償費等、事業費が大きくなることから、事業化が難しい状況です。橋梁や舗装の長寿命化については、計画に基づき進めています。
- ◇ 本市では、自家用車での移動を主とする市民が多く、公共交通が発達してきましたが、高齢化の進展に伴い、高齢者などの交通弱者の移動手段を確保するため、平成27年10月からコミュニティバスを運行しています。また、高齢者がバス停までタクシーを利用できるよう、初乗り運賃を助成しています。
- ◇ 市内を走る民間路線バスや、地域に根差したコミュニティタクシーの運行への支援も行っています。

#### 課 題

- ◇ 経済成長期に整備した道水路は老朽化の進行により維持管理経費が増加することが見込まれ、厳しい財政状況の中、幹線道路の整備に係る予算の確保はさらに難しくなってきます。国庫補助や有利な起債の活用などにより、財源の確保に努めていく必要があります。
- ◇ 市道の橋梁は300橋以上あり、計画的な長寿命化を図っていく必要があります。「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、修繕内容を工夫し、経費の縮減を図りながら事業費を確保していく必要があります。
- ◇ 運転免許証の自主返納が進み、高齢者の生活のための移動手段の確保が重要性を増しています。長年自家用車での移動に頼ってきた市民にも、バスなどの公共交通を身近なものとして利用してもらえるような取組が求められます。

## ■ 基本方針

- ◆ 適切な維持管理や長寿命化、安全対策を推進するとともに、必要な道路の整備ができるよう財源の確保に努め、安全性・快適性の向上を図ります。
- ◆ 高齢者などの交通弱者のほか、より多くの市民が移動手段を確保できるよう、コミュニティバスなどの公共交通を気軽に利用できる環境を整えます。

## ■ 基本事業

|                |   |
|----------------|---|
| 道路維持管理の推進      | 日常のパトロールや市民からの通報などにより、危険が認められる箇所は迅速に修繕を行います。また、橋梁・舗装長寿命化修繕計画に基づき、計画的に長寿命化を図ります。                     |
| 道路の安全性・快適性の向上  | 通学路等の歩道設置、カラー舗装、グリーンベルト、区画線設置などを進め、安全性の向上を図ります。また、必要な幹線道路の整備や道路の改良が進められるよう、国・県との連携を図り、財源の確保に努めます。   |
| コミュニティバス等の利用促進 | 高齢者が集まる場などで目的に合ったバスの利用の仕方を説明し、身近な乗り物として理解してもらうとともに、少人数の市民グループや保育所・小学校の児童を対象に体験乗車を実施し、日常のバス利用につなげます。 |

## ■ 成果指標

| 指標名                       | 指標の説明             | 現況値<br>(H30年度) | 目標値<br>(R6年度) |
|---------------------------|-------------------|----------------|---------------|
| 道路が安全に利用できると感じる市民の割合      | 道路整備状況への市民の評価を示す  | 44.6%          | 50.0%         |
| 橋梁修繕率（R6年度まで）             | 橋梁の安全性向上への取組状況を示す | 78.0%          | 100.0%        |
| 公共交通で生活に必要な移動ができると思う市民の割合 | 公共交通への市民の評価を示す    | 12.5%          | 20.0%         |
| コミュニティバス延べ利用者数            | コミュニティバスの利用状況を示す  | 48,513人        | 90,000人       |

## ■ 役割分担

### 市民・地域・事業者の役割

- ◇ 道水路の修繕が必要な箇所を報告し、地域で修繕要望をするときは優先順位を検討します。
- ◇ 道路の草刈り、水路清掃等に協力します。また、道路事業に関心を持ちます。
- ◇ 普段の生活中に必要な移動に、コミュニティバスなどの公共交通を積極的に利用します。

### 行政の役割

- ◇ 道水路の修繕には迅速に対応します。また、財源の確保に努めながら、計画的に長寿命化などの事業に取り組みます。
- ◇ 市民や地域の理解のもと道路事業を進められるよう、十分な説明を行います。
- ◇ 市民ニーズを把握し、使いやすいコミュニティバスを安定的に、安全に運行します。

## 施策 23 都市空間の整備

### ■ 施策の目的 市民が安全・快適な都市空間で生活する

### ■ 現状と課題

#### 現 状

- ◇ 本市では都市計画区域内の 90%以上が用途無指定地域であり、用地が求めやすいこれらの地域に開発行為が多く見られます。用途地域内には、人口密度の高い地域は見られません。
- ◇ 活力やうるおいの場である都市公園については、計画に基づき長寿命化を実施しています。
- ◇ 街並み・景観を守るための周知啓発や、屋外広告物是正指導などを行っています。
- ◇ 平成 28 年に「ふるさとを錦で飾り隊 in 中野」、令和元年に「芦安ファンクラブ」の景観保全・改善活動が、山梨県から美しい県土づくりの奨励賞を受賞しました。

#### 課 題

- ◇ 人口減少、少子高齢化の進展に伴いコンパクトシティ※を目指すべきという国の施策変化に対応するためには、土地利用や立地適正化計画※に課題があります。また、公共施設等の機能誘導区域※の設定や、用途地域外から用途地域内、居住誘導区域※への誘導は難しい状況です。
- ◇ 人口減少が地域自治会の活力低下などにつながり、景観保全活動の担い手が不足することが懸念されます。
- ◇ 中部横断自動車道の全線開通やリニア中央新幹線の整備など、外的要因の著しい変化に対応した土地利用方針を検討していく必要があります。

※コンパクトシティ 商業地や行政サービスといった生活上必要な機能を一定範囲に集め、効率的な生活・行政を目指すこと。

※立地適正化計画 少子高齢化などを背景に、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直し、都市機能の立地を誘導するべく作成されるマスターplan。「都市再生特別措置法」に基づき、市町村が作成する。

※機能誘導区域 医療施設、福祉施設、商業施設などの都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域として立地適正化計画で定められる区域。

※居住誘導区域 居住を誘導すべき区域として立地適正化計画で定められる区域。

## ■ 基本方針

- ◆ 開発案件等の適切な指導や既存施設の維持管理により、みどり豊かな街並みの保全を図り、次世代を担う子どもたちが故郷に誇りと愛着を持てるような都市空間を整備します。
- ◆ 南アルプスインターチェンジ周辺と、これにつながる新山梨環状道路沿線については、新交通網を活かした成長産業の集積など、新たな都市機能の構築を目指します。

## ■ 基本事業

|             |  |
|-------------|--|
| 秩序ある土地利用の推進 | 用地が求めやすい都市計画区域内の用途無指定地域への開発が多く見られるため、土地取引の監視や開発申請案件の適正な指導を行います。  |
| 住みやすい住空間の整備 | 安らぎの場である都市公園の長寿命化と適正管理に努めるとともに、美しい街並み景観を保全するため違法屋外広告物の是正指導などを行います。また、フットパスの開催などにより市民の景観への関心を高めます。                                  |
| 拠点都市機能の整備   | 中部横断自動車道南アルプスインターチェンジ周辺及び新山梨環状道路若草ランプ周辺の土地利用については、リニア中央新幹線を含めた交通環境等の好条件を活かし、集客・定住・観光・物流・新エネルギーなど、くらしの利便性や地域経済の牽引につながる拠点都市機能を整備します。 |

## ■ 成果指標

| 指標名                 | 指標の説明              | 現況値<br>(H30年度) | 目標値<br>(R6年度) |
|---------------------|--------------------|----------------|---------------|
| 街並みや景観は美しいと感じる市民の割合 | 街並みや景観に関する市民の評価を示す | 45.2%          | 58.0%         |
| 住みやすい地域だと感じている市民の割合 | 居住空間としての市民の評価を示す   | 62.5%          | 72.0%         |

## ■ 役割分担

- 
- 市民・地域・事業者の役割
- ◇ 景観保全の意識をもち、建築物などには景観色を積極的に採用します。
  - ◇ 地域の美化活動・景観保全活動に参加します。また、公園などの憩いの場は、マナーを守って利用します。
  - ◇ 法令を遵守し、秩序ある開発や土地利用に努めます。土地の所有者は、適正に土地を管理します。
- 行政の役割
- ◇ 街並み・景観（風景・史跡・色使いなど）の保全について、周知啓発します。
  - ◇ 公園などの施設を適正に維持管理するとともに、長寿命化を推進します。
  - ◇ 開発申請や屋外広告物に対する適切な指導を行います。
  - ◇ 交通環境等の強みを活かした拠点都市機能を整備し、地域の活性化を図ります。

## 施策 24 移住・定住人口の拡大

- 施策の目的
- ・市民が市内に住み続ける
  - ・市外の人が、市内に移住する

### ■ 現状と課題

#### 現 状

- ◇ 本市の人口は平成 22 年をピークに減少していますが、子育て支援策を充実してきたことで、平成 30 年度中の人口異動は社会増となっており、15 歳以下の子どもについても、転入が転出を上回っています。
- ◇ 移住・定住の一端を担う取組として、増加する空き家の利活用を図る空き家バンク制度を平成 19 年度から実施しています。また、平成 29 年度に「空家等対策基本計画」を策定し、計画に基づき空き家対策を講じています。
- ◇ 市営住宅は、31 団地 622 戸（令和 2 年 2 月 1 日現在）を管理していますが、管理戸数の約 8 割は老朽化して耐震基準を満たしていないため、入居の募集を停止している状況です。
- ◇ 過疎地域については、「過疎地域自立促進計画」などに基づき、住環境の整備を図っています。また、平成 29 年度からは、地域に魅力を感じ定住の意思がある方が、地域おこし協力隊として活動しています。

#### 課 題

- ◇ 子育て支援策の効果で子どもの数が増加しても、高校・大学卒業後に市内に希望する就職先がなく U ターンする若者が少ないことが大きな課題です。
- ◇ 県外には「南アルプス市」を知らない人も少なくありません。また、観光客などが来訪しても、市内に長時間の滞在につながるコンテンツが少なく、移住先としての意識につながりにくい状況です。
- ◇ 増加する空き家を積極的に活用し、移住・定住につなげることが求められます。また、市営住宅については、耐震基準を満たしていない建物からの入居者の移転を促進するとともに、計画的な長寿命化を図っていく必要があります。
- ◇ 過疎地域の振興については、国の動向などを注視しつつ、引き続き地域の特性を活かした活性化策を講じる必要があります。

## ■ 基本方針

- ◆ 多くの人に、南アルプス市を知り、訪れ、滞在し、魅力を体感してもらいたい、移住先の第一候補となるよう、つながりを深めます。
- ◆ 南アルプス市への移住・定住の希望をかなえられるよう、支援策を充実します。

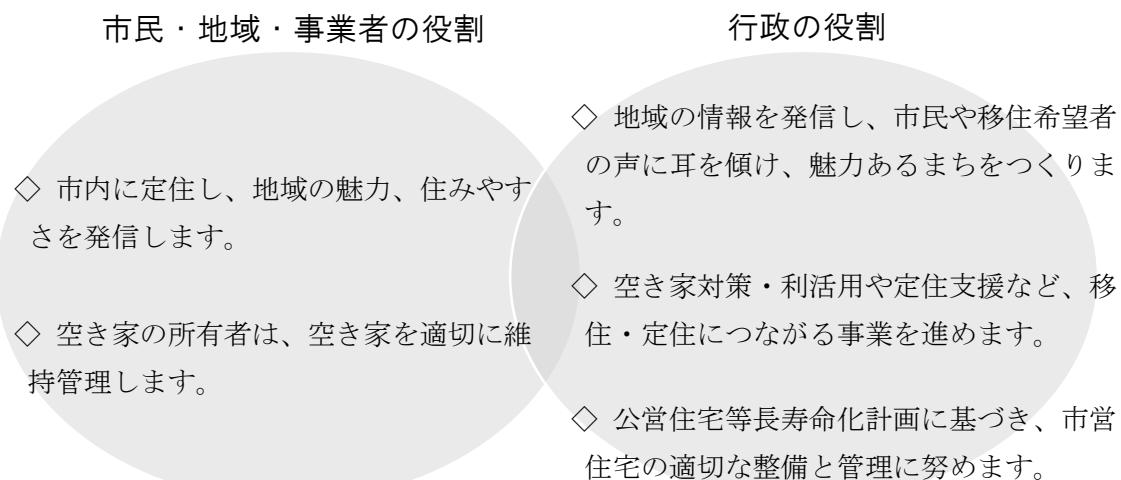
## ■ 基本事業

|                             |  |
|-----------------------------|--|
| 南アルプス市の魅力<br>発信と関係人口の<br>創出 | 移住・定住のきっかけとして「南アルプス市」を知り、覚えてもらえるよう、強みや魅力を積極的に発信します。また、クライインガルテンの活用や交流機会の充実を図り、市外の人が訪問・滞在する機会や、本市とかかわりを持つ人を増やします。 |
| 移住・定住支援の<br>充実              | 移住・定住を希望する人の不安を解消するよう、住まい・就職・生活環境などさまざまな分野での相談を充実させるとともに、空き家の活用や住居の確保など費用面においても効果的な支援を行います。                      |

## ■ 成果指標

| 指標名                   | 指標の説明               | 現況値<br>(H30年度) | 目標値<br>(R6年度) |
|-----------------------|---------------------|----------------|---------------|
| 社会減（転出者）              | 市外への転出の状況を示す        | 1,995人         | 1,913人        |
| 社会増（転入者）              | 市内への転入の状況を示す        | 2,018人         | 1,963人        |
| 南アルプス市に住み続けたいと思う市民の割合 | 住み続けたい市であるか市民の評価を示す | 67.0%          | 75.0%         |

## ■ 役割分担



## 施策 25 上下水道の整備

- 施策の目的
- ・市民が、いつでも安心しておいしい水が飲める
  - ・市民が、衛生的で快適な生活を送ることができる

### ■ 現状と課題

#### 現 状

- ◇ 水道事業は、社会基盤を支えるライフラインとして、将来にわたり安全な水道水を安定的に供給するため、日頃から施設を適正に維持管理するとともに、優先順位を定め、施設の更新を進めています。
- ◇ 人口減少の進行や循環型社会への移行などを背景に、今後において水需要の減少が予測される中、計画的な水道事業の進捗を図るため、社会情勢や地域企業の動向を敏感に察知し、外部委託の範囲拡大など、あらゆる面での効率化とコスト縮減による健全財政の維持に努めています。
- ◇ 公共下水道の普及率は48.7%（令和元年8月末現在）、生活排水の水洗化率は91.6%（平成30年度末現在）です。下水道の普及率向上のための啓発と、経営基盤強化のための経営戦略の策定に取り組んでいます。

#### 課 題

- ◇ 水道施設については、引き続き適正な維持管理と計画的な更新が求められます。また、水需要が減少する中、水道施設の老朽化対策及び耐震化の実施に伴う更新投資の増大などに対応するため、自主財源のほか国、県補助金・市繰入金等を組み合わせ、企業債の借入れを抑制し、将来を見据えた計画的な財源の確保を図っていく必要があります。
- ◇ 安全な水を安定的に供給していくためには、水道施設の維持管理業務及び事務処理・管理業務など地域の実情に則した広域的な事業体連携や、より効率的な運営を目的とした外部委託などの範囲を見極めていくことが必要になってきています。
- ◇ 下水道事業については、今後さらに財源の確保に努め、未普及の解消を進めるとともに、整備区域の見直し、管渠等の長寿命化を検討する必要があります。また、加入率の向上を図るため、下水道が公共用水域の水質を保全し、衛生的で快適な生活を営むために重要な施設であることを啓発し、その必要性についての理解を促すことが重要です。

## ■ 基本方針

- ◆ 水道施設の計画的な更新と耐震化に取り組み、安全・安心でおいしい水道水を安定的に供給します。
- ◆ 適正な維持管理と事業計画等の見直しによる経営基盤の強化を図り、上下水道事業の健全な運営に努めます。
- ◆ 汚水処理施設整備構想に基づき、下水道施設の整備を進め、利用者の拡大を図り、未普及の解消に努めます。

## ■ 基本事業

### 水源の環境を保全するとともに、水道施設等の計画的な更新と耐震化に取り組み、安全・安心でおいしい水道水を安定的に供給することに努めます。

### 安全・安心で円滑な上下水道の使用環境と衛生的で快適な生活を提供していくため、適正な維持管理を行うとともに、事業計画等の見直しによる経営基盤の強化を図り、継続性のある運営に努めます。

### 公共用水域の水質の保全を図るため、下水道施設の整備を進め、適正な汚水処理を図るとともに、利用者の拡大に取り組み、衛生的な生活を営めるように努めます。

## ■ 成果指標

| 指標名                | 指標の説明                   | 現況値<br>(H30年度) | 目標値<br>(R6年度) |
|--------------------|-------------------------|----------------|---------------|
| 水道の水はおいしいと感じる市民の割合 | 水道水に関する市民の評価を示す         | 68.1%          | 71.0%         |
| 基幹管路の耐震化率          | 水道の安定供給の進捗状況を示す         | 33.1%          | 39.0%         |
| 生活排水水洗化率           | 汚水処理施設による生活排水の適正処理状況を示す | 91.6%          | 93.6%         |
| 下水道施設整備率           | 下水道施設整備の進捗状況を示す         | 45.1%          | 60.2%         |

## ■ 役割分担

### 市民・地域・事業者の役割

- ◇ 限りある資源を意識した生活をします。
- ◇ 下水道整備区域内であれば下水道に接続し、下水道が整備されていない地域では浄化槽を適正に管理します。
- ◇ 使用料や負担金は、期限内に納入します。

### 行政の役割

- ◇ 安全な水道水を安定的に供給します。
- ◇ 市民の声を聞きながら、計画的な施設整備や経営の効率化に取り組みます。
- ◇ 衛生的な生活への啓発を行い、下水道施設の整備を促進するとともに、加入率の向上に努めます。

## 政策4 心豊かな人と文化をはぐくむまちの形成

### 施策26 生涯学習の推進

#### ■ 施策の目的 市民が学習テーマを持ち、自主的に学ぶ

#### ■ 現状と課題

##### 現 状

- ◇ 生涯学習講座は、趣味・教養の講座、親子・子ども向けの講座など、幅広い年齢に合わせてさまざまな分野で年間50回以上開催しています。また、平成30年度からは市立美術館とのコラボ企画を開催し、好評を得ています。
- ◇ 中央図書館は平成28年度、市立美術館は平成30年度にリニューアルし、従来の取組に加え、図書館ではふるさと人物室での展示、美術館では開館記念企画展「ピカソ展」をはじめとする魅力ある企画展を開催するなど、多くの市民が訪れています。
- ◇ 体育関係のスクールは、体育協会や指定管理者の自主事業として実施しています。軽スポーツとしては、ファミリーバドミントンを推奨していますが、参加者が伸び悩んでいます。

##### 課 題

- ◇ 生涯学習講座の企画にあたっては、情報化社会における市民の学習テーマの多様化を意識し、ニーズに合った内容を選定するとともに、対象者に応じて託児所の確保を検討するなど、市民が気軽に参加できる工夫が必要です。
- ◇ 図書館では、市民の学ぶ意欲に応えるため、レファレンス※（調査相談）機能や、多様な事業を充実させる必要があります。美術館では、芸術に触れる喜びを感じられるような企画展の開催や、市民が参加・体験できるイベントの開催などが求められます。
- ◇ 市民がスポーツに親しむ場である体育施設は老朽化が進んでおり、安全かつ快適に利用できるよう計画的に長寿命化を図っていく必要があります。

## ■ 基本方針

- ◆ 学ぶ意欲を持ち活動する市民の掘り起こしを図り、趣味を通じた仲間づくりを推進します。
- ◆ 気軽に運動に親しめる環境を整え、スポーツによる健康増進効果や人と人の交流の楽しさが実感できる機会を提供します。

## ■ 基本事業

|                  |  |
|------------------|--|
| 生涯学習機会の充実        | 学ぶきっかけとなる生涯学習教室・講座のあり方を見直し、学問的知識のほか、生活の中で実践できる知識の習得機会を提供するなど、ニーズが高い講座を開催します。また、図書館・美術館などで魅力あるイベントを開催します。 |
| スポーツや運動をする機会の充実  | 市民の体力向上を図るため、スポーツ推進員や体育協会の自主的な活動を促進し、運動の機会を提供します。また、ファミリーバドミントンのほかにも気軽に楽しめる軽スポーツを研究し、普及に努めます。            |
| 文化施設・スポーツ施設の利用促進 | 図書館・美術館などの文化施設、体育館などスポーツができる一般開放施設の情報を発信し、利用を促進します。また、老朽化した体育施設の長寿命化を図り、利用しやすい環境を整えます。                   |

## ■ 成果指標

| 指標名                        | 指標の説明                 | 現況値<br>(H30年度) | 目標値<br>(R6年度) |
|----------------------------|-----------------------|----------------|---------------|
| 生涯学習を行っている市民の割合            | 生涯学習の実践状況を示す          | 29.8%          | 33.3%         |
| スポーツ・レクリエーションを習慣化している市民の割合 | スポーツ・レクリエーションの実践状況を示す | 28.5%          | 35.0%         |
| 図書館のレファレンスサービス（調査相談）件数     | 市民の学ぶ意欲の高まり状況を示す      | 6,767件         | 7,830件        |

## ■ 役割分担

### 市民・地域・事業者の役割

- ◇ 人生を豊かにする生涯学習やスポーツ・レクリエーションの必要性を理解し、生活の中で実践します。
- ◇ 自治会などの地域は、文化祭やスポーツ大会などのイベントを維持、推進します。
- ◇ 図書館や美術館などの催し物やイベントに参加し、生涯学習に対する理解を深めます。

### 行政の役割

- ◇ 学ぶ意欲のある市民に文化・スポーツなどの生涯学習の機会と場所を提供します。
- ◇ 豊かな心身をはぐくむ手段として生涯学習の必要性を周知・啓発します。
- ◇ 本を読むことの大切さ、芸術作品に触れる喜び、スポーツの楽しさを理解してもらえるよう、工夫します。

※レファレンス 図書館利用者が必要とする資料や調べたい事柄、知りたい情報を探す手助けをすること。調査内容に関連した資料を提供すること。

## 施策 27 歴史・伝統文化の振興

### ■ 施策の目的

- ・市民が歴史的文化資源や伝統文化を知り、活用する
- ・文化財が適切に保護される

### ■ 現状と課題

#### 現 状

- ◇ 開発行為に伴う埋蔵文化財の保護や、文化財保存修復事業、歴史文化発信の拠点である「ふるさと文化伝承館」「重要文化財安藤家住宅」の整備と活用、「国指定史跡御勅使川旧堤防」の整備などを継続して進めています。
- ◇ 歴史文化の普及事業として、年間を通して、小中学校の児童生徒を対象に、ふるさと教育の授業を約150回実施しています。また、歴史講座を、教職員を対象に約20回、地域住民を対象に約80回実施しています。
- ◇ 平成27年度には、鋳物師屋遺跡から出土した土偶のキャラクター「子宝の女神ラヴィ」が全国土偶キャラ選手権でグランプリに輝き、現在も市のマスコットキャラクターの一つとして市民に親しまれています。
- ◇ 平成29年度から、歴史資源を掘り起こしデータベース化して発信する「ふるさと〇〇（まるまる）博物館」の事業をスタートさせました。

#### 課 題

- ◇ 歴史・伝統文化は地域に根差してはぐくまれてきた市民共通の財産ですが、市民に十分知られていない状況であり、市民の意識、認識、「気づき」向上させることが課題です。
- ◇ 市民の意識を高めるには、一定の時間が必要であるため、さまざまな事業の質的な維持、向上を図りながら、粘り強く計画的に進めていく必要があります。

## ■ 基本方針

- ◆ 南アルプスの自然や風土に向き合い、これに関わる中ではぐくまれた地域の歴史的文化資源や伝統文化の魅力を明らかにするとともに、適正に保存し、継承に努め、広く情報を公開し、その活用に向け取り組みます。

## ■ 基本事業

|                    |  |
|--------------------|--|
| 歴史的文化資源や伝統文化の保存と継承 | 文化財の所有者や地域住民とともに、歴史的文化資源の適切な保護・保存に努めます。また、ふるさと〇〇（まるまる）博物館事業やふるさと教育を推進し、後継者を育成しながら歴史文化の継承に取り組みます。 |
|--------------------|--|

|                    |  |
|--------------------|--|
| 歴史的文化資源や伝統文化の公開と活用 | 重要文化財安藤家住宅、国指定史跡御勅使川旧堤防をはじめとする貴重な歴史的文化資源や伝統文化の情報を、「ふるさと文化伝承館」を核として発信するとともに、これらを活用した文化財学習講座や歴史探訪講座等を開催し、文化財普及活動を進めます。 |
|--------------------|--|

## ■ 成果指標

| 指標名                                       | 指標の説明                     | 現況値<br>(H30年度) | 目標値<br>(R6年度) |
|---|---------------------------|----------------|---------------|
| 市内には守り伝えるべき豊かな歴史があると感じる市民の割合              | 歴史的文化資源への市民の気づきの状況を示す     | 52.8%          | 58.0%         |
| ふるさと〇〇（まるまる）博物館のデータベースに登録された地域の歴史的文化資源の件数 | 歴史的文化資源の掘り起こし・保護・活用の状況を示す | 309件           | 532件          |
| 過去1年間に、市内の歴史に触れたり、史跡を訪れたりしたことがある市民の割合     | 歴史的文化資源の活用の状況を示す          | 27.8%          | 33.0%         |

## ■ 役割分担

### 市民・地域・事業者の役割

- ◇ ふるさとの歴史や文化財を知り、それを自らの資産、財産と捉え、主体的に守り、活用します。

- ◇ 行政と協働で地域に根差した歴史的文化資源の掘り起こしを行います。

### 行政の役割

- ◇ 地域の歴史的文化資源を収集・調査し、計画的に保存・活用しながら、市民に知つてもらう環境や機会を提供します。

- ◇ 市民の文化財保護・活用にかかわる活動を支援します。

## 施策 28 学校教育の充実

■ 施策の目的 市立小中学校の児童生徒が、自立した豊かな人生を切り拓いていくために必要な「生きる力」を身に付ける

### ■ 現状と課題

#### 現 状

- ◇ 国や県の諸方針を踏まえ、児童生徒の知・徳・体のバランスを取りながら「生きる力」を育てています。
- ◇ 児童生徒が充実した学習ができるよう、教職員の授業力の向上を図ってきた結果、授業が改善されつつあります。また、児童生徒が楽しく学校生活を送ることができるよう、いじめの未然防止と認知したいじめの早急な解消に努めてきた結果、児童生徒は落ち着いて活動しています。
- ◇ 小中学校で「目指す児童生徒像」と教育課程を一本化し、より効果的な教育を行うため、小中一貫教育を推進しています。平成 31 年 4 月から八田と芦安で小中一貫校をスタートさせました。

#### 課 題

- ◇ 新しい学習指導要領（令和 2 年度～）で示された「主体的・対話的で深い学び」を実現するため、さらに授業を改善していく必要があります。
- ◇ 今後必要とされる情報活用能力を育成するため、ＩＣＴ※環境を整え、授業で活用していく必要があります。
- ◇ スマートフォンの普及等を背景に子どもの運動不足が懸念されるため、主に体を動かす児童生徒を育てる必要があります。
- ◇ いじめの未然防止にさらに力を入れ、認知したいじめを確実に解消していくことが求められます。

### ■ 基本方針

- ◆ 見える学力だけではなく、非認知能力の育成や体づくり、心を育てることなどを大切にし、これらをバランスよくはぐくんでいく教育が展開されるよう取り組みます。
- ◆ 教職員の力量を高めて授業の質を向上させるとともに、児童生徒・保護者のニーズを把握した一人ひとりを大切にする教育を推進します。
- ◆ 児童生徒、教職員が充実した授業や諸活動を行えるよう、人的・物的教育環境を整えます。

## 【基本事業

|              |   |
|--------------|---|
| 教育環境の整備      | 新しい時代を生きるために必要となる資質・能力を育成するために、ICT環境の整備、外国語教育の充実などに努めます。                    |
| 体験活動や道徳教育の充実 | 児童生徒の豊かな心と健康な体をはぐくむために、体験的な活動や道徳教育などを充実させるとともに、個別の支援にも可能な限り対応します。           |
| 教員の授業力の向上    | 新学習指導要領が求める児童生徒の「主体的・対話的で深い学び」を実現するため、指定校による研究や職員向けの研修を積み上げ、教職員の授業力を向上させます。 |
| 地域と連携した教育の推進 | 地域の理解と協力を得ながら、小中一貫教育、効果的な学校評価、通学路の安全確保などを推進し、地域に開かれた学校を目指します。               |

## 【成果指標

| 指標名  | 指標の説明                     | 現況値<br>(H30年度)  | 目標値<br>(R6年度) |
|--|---------------------------|-----------------|---------------|
| 「学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり広げたりすることができている」とする小中学生の割合 | 児童生徒の学習への取組状況を示す          | 78.2%<br>(R1年度) | 81.1%         |
| 「運動やスポーツをすることは好きである」とする小中学生の割合                           | 児童生徒の運動意欲の高まり状況を示す        | 66.3%           | 70.0%         |
| 「自分にはよいところがある」とする小中学生の割合                                 | 児童生徒の自己肯定感の高まり状況を示す       | 80.5%<br>(R1年度) | 83.0%         |
| 認知されたいじめの解消率   | 児童生徒が楽しく学校生活を送るための取組状況を示す | 99.6%           | 99.6%         |

## 【役割分担

- 
- 市民・地域・事業者の役割
- ◇ 児童生徒は、学習や学校行事に主体的に取り組みます。
  - ◇ 保護者は家庭で児童生徒の規則正しい生活習慣を確立し、家庭学習を充実させます。
  - ◇ 家庭・地域は学校と情報を共有し、PTA活動や学校ボランティア活動に積極的に参加します。
- 行政の役割
- ◇ 教職員の指導力向上を支援します。
  - ◇ 学校の人的・物的教育環境を整備します。
  - ◇ 家庭・地域に情報を発信し、連携します。

\* ICT(情報通信技術) Information and Communication Technology の頭文字で、コンピューター・インターネットなどを使う情報処理や通信に関する技術を総合的に指す。

## 施策 29 学校施設の整備

- 施策の目的 市立小中学校の児童生徒が、安全・安心、快適な環境の中で学び、生活できる

### ■ 現状と課題

#### 現 状

- ◇ 建築から 25 年以上を経過する学校施設が 6 割を超えており、日常的な経年劣化への対応は毎年 100 件程度に上ります。
- ◇ 平成 26 年度から非構造部材※の耐震化を進め、平成 30 年度までに小中学校全体で 9 割以上の施設に耐震補強工事を実施しました。また、計画的に大規模改造などに取り組んでいます。
- ◇ 小中学校へのマンホールトイレの設置を進めるなど、避難所としての役割を担う学校施設の防災機能の強化に取り組んでいます。
- ◇ トイレの洋式化や防犯カメラの設置、普通教室へのエアコンの設置を行い、学校生活の質の向上が図られました。また、小中一貫教育の推進に合わせ、芦安小中学校を渡り廊下で接続しました。

#### 課 題

- ◇ 建築後 40 年以上を経過し、早急に老朽化対策が必要な学校施設が全体の約 2 割を占めており、これらの老朽施設の長寿命化が喫緊の課題となっています。
- ◇ 学校施設の長寿命化改良には大規模な予算が必要であり、さらに、老朽化の進行により日常的な維持管理費の増大も想定されることから、財源の確保が大きな課題となります。
- ◇ 小中一貫教育の推進、ＩＣＴ環境の充実、特別支援教育の推進、安全・防犯対策の強化、環境負荷の低減、教職員の働く場としての機能向上など、教育内容・教育方法等の変化や学校施設を取り巻く諸課題に対応する施設整備が必要になります。
- ◇ 指定避難所となっている屋内運動場や校舎の一部に対しては、トイレ環境の改善など、防災機能の強化が求められます。

## 【基本方針

- ◆ 老朽化対策や機能向上、質的改善、防災機能強化などの施設改修等に計画的・継続的に取り組み、教育活動に適した施設環境の確保を図ります。
- ◆ 教育施設長寿命化基本計画（令和2年度～令和31年度）の第1次実施計画（令和2年度～令和6年度）に掲げる事業を円滑かつ確実に実施します。

## 【基本事業

|                 |   |
|-----------------|---|
| 老朽施設の保全と長寿命化の推進 | 老朽化した施設の全体を改造又は部分的に改修して、建物の損耗や機能低下を復旧するとともに、構造体を改良して施設の長寿命化を推進します。                            |
| 機能的で質の高い施設整備の推進 | 日常点検や法定点検により施設を常に良好な状態に維持するとともに、ＩＣＴを活用できる施設整備や教室等照明のＬＥＤ化、施設のバリアフリー化などに取り組み、高機能で快適な生活環境をつくります。 |
| 防災機能の強化と防犯力の向上  | 学校施設は避難所としての役割を果たすため、建物の耐震性の維持向上、災害用トイレ等の整備など防災機能の強化及び防犯カメラの増設など防犯力の向上に努めます。                  |

## 【成果指標

| 指標名                                     | 指標の説明             | 現況値<br>(H30年度) | 目標値<br>(R6年度) |
|---|-------------------|----------------|---------------|
| 学校には教育活動に適した施設・設備が整っていると感じる保護者の割合       | 学校施設整備への保護者の評価を示す | 92.0%          | 92.0%         |
| 教育施設長寿命化基本計画の第1次実施計画で整備対象とした学校施設・設備の整備率 | 学校施設整備の進捗状況を示す    | —              | 100.0%        |

## 【役割分担

### 市民・地域・事業者の役割

- ◇ 保護者や地域住民は、軽作業などのＰＴＡ活動を通して施設の維持管理に貢献するとともに、施設の改善について市に要望します。
- ◇ 児童生徒は、施設を大切にし、日常清掃などにより自ら清潔で快適な学校にします。

### 行政の役割

- ◇ 法定点検などにより施設を適法な状態に維持し、危険箇所を把握したときは迅速に改善します。
- ◇ 計画的に施設の長寿命化や高機能化、快適化などの工事に取り組みます。

※非構造部材 柱、梁、床などの構造体ではなく、天井材や照明器具、外壁（外装材）など、構造体と区分された部材。

## 施策 30 青少年健全育成の推進

- 施策の目的
- ・青少年が健全に育つ
  - ・市民が青少年健全育成に携わる

### ■ 現状と課題

- 現 状 ————
- ◇ 青少年の健全育成に関する取組は、青少年育成市民会議を中心に行われており、子どもの健全育成を目的とした市内一斉あいさつ運動や各種イベント、研修などを継続して開催できるよう、支援しています。
  - ◇ 年間を通じて、子ども、大人、指導者、役員、教職員などが、異年齢交流を盛んに行うことにより、地域で絆が生まれ、南アルプス市らしい取組と成果につながっています。
  - ◇ 合併当初から、国内姉妹都市（北海道津別町、東京都小笠原村、石川県穴水町）との青少年同士の交流を、継続しています。

———— 課 題 ————

- ◇ 地域、学校、行政が協働で実施する市内一斉あいさつ運動の参加者は増加傾向にあり、大人が地域の子どもを見守るきっかけとなるあいさつの輪を広げるために、今後も継続することが求められます。
- ◇ それぞれの団体や地域で把握している青少年を取り巻く状況について、青少年健全育成推進大会や研修会などを通じて共有し、課題の解決に向けて連携して取り組んでいく必要があります。
- ◇ 青少年の安全・安心を守るため、危険箇所の点検や、巡回調査を継続することが求められます。
- ◇ スマートフォンなどの急速な普及に伴い、青少年の情報機器利用に関するマナー、モラルの向上を図る取組が必要です。

## ■ 基本方針

- ◆ 青少年の健全育成を支えるコミュニティの絆を再生強化し、家庭・学校・地域が連携して地域の将来を担う人材の育成に取り組める体制づくりを推進します。
- ◆ 青少年育成市民会議が地域と連携して行っている青少年の非行防止や健全育成運動を強力に支援します。

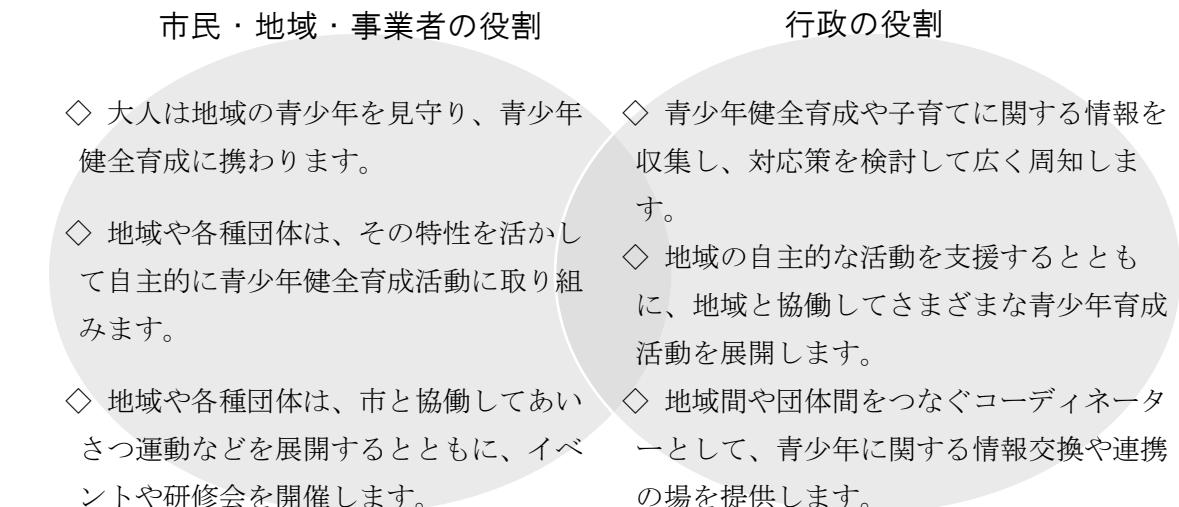
## ■ 基本事業

|                              |   |
|------------------------------|---|
| 地域における青少年の見守り活動の推進           | 子どもたちが安心して通学路を行き来できるよう、地域全体で見守り活動を強化し、年々増加傾向にある不審者などから子どもを守ります。                         |
| 市民会議の構成団体の連携強化               | 青少年の健全育成に寄与する関係団体の連携を強化するとともに、あいさつ運動をはじめとするさまざまな活動を支援します。また、役職員の負担軽減を図ることで、担い手の確保に努めます。 |
| SNSなどによる犯罪の脅威から子どもを守る学習活動の推進 | 小中学校や自治会などで出前講座を開催し、子どもたちだけではなく、周囲の保護者や家族、教職員を含めた地域全体での対策に努めます。                         |

## ■ 成果指標

| 指標名                                 | 指標の説明               | 現況値<br>(H30年度) | 目標値<br>(R6年度) |
|-------------------------------------|---------------------|----------------|---------------|
| 家庭や地域で健全育成のための青少年教育が行われていると感じる市民の割合 | 青少年健全育成に対する市民の評価を示す | 28.8%          | 33.3%         |
| 市内一斉あいさつ運動の参加者数                     | 市内一斉あいさつ運動の参加状況を示す  | 2,574人         | 3,360人        |

## ■ 役割分担



## 政策5 未来をひらく経営型行政運営の形成

### 施策31 健全な財政の維持

#### ■ 施策の目的 市の財政の健全性が維持される

#### ■ 現状と課題

##### 現 状

- ◇ 本市では、合併特例債の効率的な活用と積極的な市債の繰上償還により、財政の健全性を高い数値で維持しており、「財政健全化判断比率」は平成25年度から平成30年度まで県内13市の中で最も良好な数値となっています。
- ◇ 平成30年度で普通交付税の合併算定替えの段階的縮減が終了し、令和元年度から本来の交付税額となるなど、転換期を迎えていました。
- ◇ 自主財源の根幹である市税の徴収率は、徴収強化の取組により年々上昇しているものの、本市を含めた県内市町村は全国的に見ると低い状況です。一方、新たな自主財源として、地元農産物などを返礼品とするふるさと納税の寄附金額は、平成30年度分で7億円を超えました。

##### 課 題

- ◇ 人口減少、少子高齢化の進展は税収に影響を及ぼすとともに、社会保障費の増大につながります。また、合併前に建てられた公共施設の老朽化が進んでおり、財政負担の増大が懸念されます。
- ◇ 合併特例措置期間の終了により本来の普通交付税額となり、市税の減収も見込まれる中、公共施設の適正配置、経費節減・合理化の徹底、補助金等の適正化、事務事業評価の適切な運用などにより、歳出構造、財政規模の見直しを図り、収支見通しを改善していくことが求められます。
- ◇ 市税等の徴収率の向上、受益者負担の適正化、未利用財産の売却・貸付やふるさと納税の推進などにより、自主財源を確保していくことが重要です。

## ■ 基本方針

- ◆ 積極的な財源の確保と行財政改革の推進により、健全財政の維持を図ります。

## ■ 基本事業

**自主財源の確保** 市税等の徴収率向上、受益者負担の適正化、未利用財産の売却・貸付、ふるさと納税の推進などにより、自主財源の確保に努めます。

**歳出構造の見直しによる歳出の抑制** 公共施設の適正配置、経費の節減・合理化の徹底、補助金等の適正化、事務事業評価の適切な運用などにより歳出構造の見直しを行い、歳出の抑制に努めます。

## ■ 成果指標

| 指標名      | 指標の説明      | 現況値<br>(H30年度) | 目標値<br>(R6年度) |
|----------|------------|----------------|---------------|
| 実質公債費比率※ | 財政の健全性を示す  | 4.4%           | 7.3%          |
| 将来負担比率※  | 将来の財政状況を示す | -9.9%          | 28.8%         |
| 市税徴収率    | 市税の徴収状況を示す | 95.2%          | 97.0%         |

## ■ 役割分担

### 市民・地域・事業者の役割

- ◇ 市の財政運営に関心を持ち、財政状況を理解します。
- ◇ 正しい税申告と、期限内納付を行います。
- ◇ 使用料や負担金を正しく納めます。

### 行政の役割

- ◇ 中期財政収支見通しに沿って計画的な財政運営を行い、行政評価を活用して効率的で効果的な予算を編成します。
- ◇ 市民にわかりやすく財政状況を伝えます。
- ◇ 市税や使用料・負担金を公平に徴収します。自主財源の確保に努めます。

※実質公債費比率 標準財政規模（標準的な状態で見込まれる各自治体の収入の規模）に対する各年度における借入金の返済額など負債の比率。通常、3年間の平均値を使用する。

※将来負担比率 標準財政規模（標準的な状態で見込まれる各自治体の収入の規模）に対する将来にわたり負担すべき実質的な負債の比率。

## 施策 32 時代に合った行政サービスの実現

### ■ 施策の目的 市の行政機能が公平で効率的なサービスを提供できる

### ■ 現状と課題

#### 現 状

- ◇ 平成 22 年度に「行政評価実施要綱」を制定し、総合計画の施策評価と、施策を実現するための事務事業ごとの評価を実施しており、これらの行政評価の結果を予算編成や事務事業の改革・改善に活用しています。
- ◇ 6 町村が合併した本市では、合併から 10 年を経過しても旧町村の公共施設のほとんどが存続していましたが、平成 28 年度から平成 30 年度までの 3 か年で公共施設再配置に集中的に取り組み、支所機能などを維持しつつ施設の統廃合、機能集約を実施しました。
- ◇ 公共施設の運営には、指定管理者制度を活用し、質の高いサービスの提供と財政負担の軽減につなげています。
- ◇ 組織体制については、社会情勢や職員数の変化に応じて定期的な見直しを行っており、庁舎整備の完成に合わせて令和元年度から新たな体制となりました。

#### 課 題

- ◇ 厳しい財政状況の中、行政評価の結果を活用した予算編成や事務事業の見直しを継続することで、必要な行政サービスを維持し、さらに、新たな行政需要に対応していくことが求められます。
- ◇ 公共施設については、3 か年の再配置集中取組により約 5,000 m<sup>2</sup>を削減したもの、類似の目的を持つ施設が依然として残っており、引き続き適正配置を進めていくことが求められています。温泉などの観光施設だけでなく、市民生活への影響が大きい保育所、学校などの施設についても、将来的には適正配置を検討していくことが必要になってきます。
- ◇ 社会情勢がめまぐるしく変化する中、多種多様な行政課題に対応するためには、限られた職員数で最大の効果を発揮できる組織の構築を図るとともに、業務内容に応じたアウトソーシング（民間委託等）の導入などを検討していく必要があります。

## 【基本方針

- ◆ 多様化するニーズに対応した市民目線の行政サービスの提供と、効率的な行政運営の両立に努めます。

## 【基本事業

**公共施設の適正管理** 公共施設等総合管理計画などに基づき、本市の人口・財政規模・面積などを勘案して、公共施設の更新、統廃合、民営化を進めます。

**事務事業評価の活用** 事務事業評価の結果を活用し、急速な時代の変化に即応できるよう日頃から事務事業の改善に努めます。また、事務事業の効果を最大限に発揮するため、適正な組織体制を構築します。

**民間活力の導入** 多様化・大量化する業務と限られた職員数の中で行政サービスの低下を防ぐため、業務の性質に合ったアウトソーシングに取り組みます。

## 【成果指標

| 指標名                     | 指標の説明                       | 現況値<br>(H30年度) | 目標値<br>(R6年度) |
|-------------------------|-----------------------------|----------------|---------------|
| 市の業務が効率的に行われていると思う市民の割合 | 市の業務の効率性に対する市民の評価を示す        | 32.1%          | 40.0%         |
| 改革・改善に取り組んだ事務事業比率       | 行政サービスの手段である事務事業の改革・改善状況を示す | 88.6%          | 100.0%        |

## 【役割分担

### 市民・地域・事業者の役割

- ◇ 市の行政運営に関心を持ち、行政サービスについてチェックし、行政サービスや公共施設の改善点を市に伝えます。
- ◇ 市の人口・財政規模や地理的条件などに見合った公共施設の適正配置の必要性を理解します。

### 行政の役割

- ◇ 公平で利便性の高い行政サービスを提供します。
- ◇ 時代に即した組織体制をつくります。
- ◇ 市民の声に耳を傾け、理解を求めながら、公共施設の適正配置を進めます。

## 施策 33 職員資質の向上

### ■ 施策の目的 市の職員が、市民から信頼される

### ■ 現状と課題

#### 現 状

- ◇ 「定員適正化計画」に基づく職員数管理により、平成 15 年の合併当初に 775 人だった職員数は、平成 31 年 4 月には 157 人減の 618 人となっています。
- ◇ 平成 19 年度から、「人材育成基本方針」に定める職員として求められる能力と勤務姿勢について、一般職の人事評価制度を導入しています。人事評価制度は、平成 29 年度から消防職も対象とし、現在はすべての職員を対象に実施しており、職員の能力開発につなげています。
- ◇ 接遇研修や新人研修、監督者研修など、年間を通じて職階などに応じた職員研修を実施し、職員の能力向上を図っています。また、各部署においても、職務に必要な研修を積極的に受講するなど、知識や技能の習得に努めています。

#### 課 題

- ◇ 「第 3 次定員適正化計画」の計画期間は令和 2 年度で終了となるため、新たな計画を策定する必要があります。
- ◇ 職員の年齢構成は、20 歳代が 20%、30 歳代が 20%、40 歳代が 37%、50 歳代が 23%（平成 31 年 4 月現在）となっており、偏りが見られます。リーダー・管理職への登用年齢も、年度により偏りがあることが課題となっています。
- ◇ 組織の要となるリーダー・管理職に登用する職員を計画的に育成していく必要があります。そのためには、多様化する市民ニーズや行政課題に対応できるよう日頃から資質を高め、職務に活用できる職員を育成するとともに、昇任意欲を喚起する対策も必要になってきています。

## 【基本方針

- ◆ 人材育成基本方針に基づき、職員の能力開発を行い、市民から信頼される職員を育成します。

## 【基本事業

|            |   |
|------------|---|
| 職員研修の充実    | 各種研修の実施や派遣研修の受講を推進することにより、職務に必要な知識と能力を身に付けます。また、職員のニーズに合った研修も実施していきます。        |
| 人事評価の適正な運用 | 適正で公平な人事評価の運用により、業務の目標を明確にするとともに、職階に応じて求められる能力・勤務姿勢の意識付けを行い、職員の働く意欲を向上させます。   |
| 適正な人事管理の推進 | 職員のメンタルヘルス対策、健康管理を行い、働きやすい職場づくりに努めます。また、第3次定員適正化計画終了後の新たな計画を策定し、職員定数管理を推進します。 |

## 【成果指標

| 指標名                       | 指標の説明         | 現況値<br>(H30年度)   | 目標値<br>(R6年度) |
|---------------------------|---------------|------------------|---------------|
| 市職員は信頼できると思う市民の割合         | 市職員の信頼度を示す    | 45.8%            | 50.0%         |
| 市職員として求められる能力を發揮している職員の割合 | 市職員の能力発揮状況を示す | 64.3%<br>(H29年度) | 71.2%         |

## 【役割分担

